

平成29年加美町議会第3回定例会会議録第2号

平成29年9月14日（木曜日）

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 味上庄一郎君 | 2番 | 猪股俊一君 |
| 3番 | 早坂忠幸君 | 4番 | 三浦進君 |
| 5番 | 高橋聡輔君 | 6番 | 伊藤由子君 |
| 7番 | 木村哲夫君 | 8番 | 三浦英典君 |
| 9番 | 沼田雄哉君 | 10番 | 一條寛君 |
| 11番 | 工藤清悦君 | 12番 | 伊藤淳君 |
| 13番 | 伊藤信行君 | 14番 | 佐藤善一君 |
| 15番 | 下山孝雄君 | 16番 | 米木正二君 |
| 17番 | 三浦又英君 | 18番 | 早坂伊佐雄君 |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|---------------------|-------|
| 町長 | 猪股洋文君 |
| 副町長 | 吉田恵君 |
| 総務課長・選挙 管理委員会書記長 | 佐藤敬君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 小川哲夫君 |
| 危機管理室長 | 長田裕之君 |
| 企画財政課長 | 熊谷和寿君 |
| 協働のまちづくり推進課長 | 三浦勝浩君 |
| 町民課長 | 内海悟君 |
| 税務課長 | 佐藤和枝君 |
| 農林課長 | 早坂雄幸君 |
| 農業振興対策室長 | 太田浩二君 |

| | |
|--------------|-----------|
| 森林整備対策室長 | 猪 股 繁 君 |
| 商工観光課長 | 遠 藤 肇 君 |
| ひと・しごと支援室長 | 藤 原 誠 君 |
| 建設課長 | 三 浦 守 男 君 |
| 保健福祉課長 | 武 田 守 義 君 |
| 子育て支援室長 | 佐 藤 法 子 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 猪 股 和 代 君 |
| 上下水道課長 | 和 田 幸 蔵 君 |
| 小野田支所長 | 岡 崎 秀 俊 君 |
| 宮崎支所長 | 長 沼 哲 君 |
| 総務課長補佐 | 伊 藤 一 衛 君 |
| 教 育 長 | 早 坂 家 一 君 |
| 教育総務課長 | 二 瓶 栄 悦 君 |
| 生涯学習課長 | 岩 崎 行 輝 君 |
| 体育振興室長 | 浅 野 善 彦 君 |
| 農業委員会事務局長 | 今 野 仁 一 君 |
| 代表監査委員 | 小 山 元 子 君 |

事務局職員出席者

| | |
|----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 今 野 伸 悦 君 |
| 次 長 | 内 海 茂 君 |
| 副参事兼総務係長 | 小 林 洋 子 君 |
| 議事調査係長 | 後 藤 崇 史 君 |

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第67号 加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の制定について
- 第 3 議案第68号 加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第69号 加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

の一部改正について

- 第 5 議案第 7 0 号 加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 8 0 号 平成 2 9 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 8 1 号 平成 2 9 年度加美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 認定第 1 号 平成 2 8 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 2 号 平成 2 8 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 3 号 平成 2 8 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 4 号 平成 2 8 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 5 号 平成 2 8 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 2 認定第 6 号 平成 2 8 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 7 号 平成 2 8 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

第 2 4 認定第 8 号 平成 2 8 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 5 認定第 9 号 平成 2 8 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 6 認定第 1 0 号 平成 2 8 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 7 認定第 1 1 号 平成 2 8 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 7 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、13番伊藤信行君、14番佐藤善一君を指名いたします。

日程第2 議案第67号 加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の制定について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、議案第67号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

議案第67号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき中新田公民館を整備するため、加美町中新田公民館整備検討委員会を設置するものです。

同館は昭和48年3月に建設されて以来、各種サークルやイベントなど昼夜を問わず多くの皆さんに親しまれ、昨年度も利用者が2万8,000人を超えるなど町民の生涯学習活動に活用されてまいりました。しかし、開館後44年が経過し、施設の老朽化が著しいことや昨年9月に実施した中新田公民館利用アンケート調査において、約8割の方から新築または改修を希望する回答であったことを踏まえ、中新田地区の生涯学習の拠点施設となる公民館を整備するための検討委員会を設置することといたしました。

同委員会は、15人以内で組織し、公募により委員を募集するほか、公共的団体の役員、学識経験者等を委嘱することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 今、説明を伺いましたが、15人をもって設置する委員会なんですけれども、学識経験を有する者とはこういった方面の経験者なのかということ。

それから、公共的団体の役員または職員とありますが、これは例えば文化協会に属している団体とか、そういったことを指すのかどうか。

それから、公募による町民を入れることになっていますが、大体15人の中の何割を考えているのかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） おはようございます。生涯学習課長でございます。

ただいまのご質問でございますが、まず1つ目の学識経験を有する者についてでございますが、いろいろなやり方があるかと思うんですが、この中に例えば建築の専門の先生を入れるか入れないか、あるいは町内ですとこれまで社会教育委員の委員会のほうで事前に検討していただいておりますので、そのような社会教育委員の方々というのがまず一つでございます。

それから、2つ目の公共的団体の役員または職員ということでございますが、これについては先ほどお話がありましたとおり文化協会、あるいは婦人会等といった町内の団体の方々、あるいは使用されているサークル等の代表の方、あるいは町内の小学校、幼稚園のPTAの方々、そういった方々が該当するかというふうに考えます。

そして、3つ目の公募でございますが、委員15名以内ということで考えておりますので、最終的に若干名ということになるかと思うんですが、目安としてはお2人か3人ぐらいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 伺いましたが、公共的団体の役員または職員ということについて、文化協会等々に属している団体の代表者というふうに伺いましたけれども、えてしていろんな審議会に重複して入っている例が見受けられますので、なるべく重複しないというふうな選出方法を検討していただけたらと思いますがいかがでしょうか。

それから、いろいろなところに視察に行って、公募による町民の割合は何割というふうに審議会では決めているというふうな例がありました。そういうふうな方法を検討していくのがどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

1点目の重複しないようにということですが、通常どうしても役職の方に入ってくださいますと、ご指摘のとおりいつもいろんな場面で出てこられる方ということが多いものですから、なるべくご指摘のとおり、男性女性、それから年齢もなるべく若い方も含めて広く入っていただくように配慮をしていきたいと思っております。ですから、例えば団体をお願いする場合に、可能であれば例えばその会長、代表ということではなくて、男性女性、あるいは年齢の若い方とかということも、もしお願いできればそこまでお願いをしていこうかというふうに考えております。

それから、2つ目の公募による町民の比率でございますが、これについては具体的に何%、何人という案は持っておりませんが、先ほど2人か3人と申し上げましたが、あくまでも目安ですので、ほかの事例もちょっと参考にしながら、比率についても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 8番三浦英典君。

○8番（三浦英典君） おはようございます。

この公民館については大変多くの皆さんが利用されて、手狭あるいは老朽化というお話も出ておりました。しかし、きのうの木村議員の一般質問の中にもいろいろ強度の問題が出てきて、本来であると60年前後大体の建物がもつんだというベースがあると。それに対して、この公民館の強度についてはきのうの話の中には出てこなかったんですが、この辺のお話で強度あるいは耐用、これから何年できるのかという点について、協議をもちろんされたことだと思うんですね。この辺も含めて建てかえをしなければいけないということで検討委員会の設置ということになるんだと思うんですが、この辺の数字的なお話も少しいただければと思っております。

もう一つは、この公民館をつくるに当たって、当局のほうから基本となるいろいろな規模とか場所とかそういうものを提示する用意があるのか、あるいはゼロから皆さんでご協議いただくのかについてご質問させていただきます。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） おはようございます。建設課長です。

私のほうから、昨日質問がありました木村議員の関連になると思うんですけれども、今ご質問ありました公民館の強度という形の質問についてお答えさせていただきます。きのう、質問の中にコンクリートの圧縮強度という形での強度はどうなっているかという質問がありました。それについての公民館の強度のことですが、設計強度が21ニュートン・パー・平方メ

ートルということで設計はしております。

それで、調査のほうなんですけれども、平成21年度に公民館の調査を行っております。2階づくりということで、1階、2階おのおの3カ所の供試体を採取しまして、その圧縮強度試験を行っております。その結果でございますが、1階においては17.3、2階においては23.4とこの数字が出ております。昨日、木村議員のほうからあった13.5が基準になるということでお話をいただいておりますので、これは上回っているという状況でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

ご質問でございますが、今回のこの建設に当たっての動きの一つの動機と申しますか、一つの大きな理由でございますが、昨日も話題に出ましたが、公共施設等総合管理計画が策定されて、さきの全員協議会でも報告をさせていただいて、個別で動いてもいいという一応了解をいただいたというふうに考えております。

また、それに先立ちまして、ことしの2月の議会で町長が施政方針演説におきまして、中新田公民館については整備検討委員会において建てかえも視野に入れた整備について検討していくという表明をさせていただいております。また、今年度の当初予算のほうでもこの検討委員会の予算を計上させていただいておりますということで、動き出させていただくわけですが、実際にご質問の内容については、ほぼ白紙と考えております。

ただ、一つのよりどころになりますのが、昨年、平成28年度に利用者の方に向けて行いましたアンケートがございまして、利用団体の会員の方、427人に対しまして318人の回答をいただいております。回収率は約75%でございますが、このアンケートの中を見ますと、新築を希望するという方が49%、それから改修が38%ということで、2つ合わせますと87%という数値をいただいております。また、改修の場所につきましては、現在の場所ということで、満足、まあ満足ということで、85%の方が今の場所ということで答えられております。

ですから、事務局としましては、現在中新田公民館が建っておりますあの一帯の敷地、隣に中新田体育館、それから東側にはバッハホールがございますので、その敷地内での建てかえあるいは改修、改修ですと同じ場所ということになります。それでさらに改修、建てかえという場合には、場合によってはバッハホール等の建物との一体的な活用ができないかということも一応視野に入れてというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦英典君。

○8番（三浦英典君） 総合的な整備計画の中から、この建物に関しては特例といいますか単独で考えてもいいだろうというお話が出ているようですが、でもいろいろ今回のまちづくり活性化拠点センターの中に入行政部門を入れようとかいろいろ話が出てくる中で、こうやって考えてみますと、もっとやっぱりきちんとした話し合いがあって計画がなされるということでない、そのころにつくった建物が、傷みを伴ってくるものが結構あると思うんですね、年代的に。そういうものをよくよく広く見て考えていかないと、これは単独でもう、急ぎでやらなければならないとか、こっちもその部類に入りますねという話になってきて、そういう総合的な計画の中から漏れて、どうも最後には総合的な整備にならなくなる可能性もあるんじゃないかという心配がされるような気がします。

今回、この設置条例をつくって発車しなければならないということですが、このアンケートをもとにということになると思いますが、ぜひ慎重にご審議をいただいて進めていただけるようお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 答弁は必要ですか。（「はい」の声あり）生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

ただいま議員からお話のありましたとおり、ほかの建設物等も含めて整合性があるような形で進めていかせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。地方自治法第138条の4の第3項ということで設置するというので、この条文を読みますと、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」とあるんですが、この委員会の大きな目的といいますか、どの程度のことを決めて、例えばその位置についてだとか、その内容というか、建物の規模とか、もしくはさまざまあると思うんですが、こういった委員会を想定されているのか、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

ただいまご指摘のありました件でございますが、いわゆる教育財産につきましては、通常ですと教育委員会ということになっておりますが、公有財産の取得につきましては、町長の権限に属するというので取り決め、うたわれておまして、その内容としましては、いわゆる機能管理、機能という部分よりはむしろ物としての管理、いわゆる建物ということでの方向性が

強いということで規定をされているようでございますので、まずはその、先ほど三浦議員さんからもご質問がありましたが、どういった方向で建てていくのかというあたりをこの審議会、検討委員会の皆さんに協議をしていただくというふうに考えております。

なお第3条の3項のところにもございますが、調査及び審査、審議とございますが、調査あるいは審議ということで広くご検討をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） そうすると、具体的にはどういうものを建てるか、具体的に例えばプランニングをするといえますか、ここにこういう部屋がこのぐらい欲しいとか、こういった施設が必要だとか、その細かいところまでその委員会で決めるのか。それとも、先ほど三浦議員の質問にもあったんですけども、こちら側といえますか、町側からの要望、希望などもあわせながらなのか。その辺、どういう役割を委員会として果たす、それを答申というのか、審査というんですかね。組織のところ、「委員の任期は当該諮問に係る調査及び審議が終了するときまでとする」とあるんですが、これはどこまでをやるのか、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

先ほど来のご質問でもございますとおり、1階建てにするのか2階建てにするのか、建てかえなのか改築なのか、まだそこも決まっておきませんので、まずは建てかえなのか改築なのか、その辺も含めて協議をしていただくとともに、この検討委員会と同時進行で役場内の中で関係する課、例えば建設課さんとか、あるいは公民館、企画財政課といったような担当する課の庁内の連絡会議も、いわゆるワーキング的な会議も同時進行でやりながら、ある程度キャッチボールといえますか意見交換をしながら具体的な詰めをしていければというふうに考えておりますが、基本設計までの前段階まで持っていくのかどうかというのは、ちょっとまだ今の段階では具体的には考えておりません。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私からちょっとつけ加えさせていただきます。

当然これは執行部の附属機関という位置づけでございますので、調査をしていただく、そして協議をし、最終的にはやはり諮問なりという形でその会としての意思というものをまとめていただいて、町に出していただくという形になろうかと思っています。当然、その議論の過程

の中で、町の考え方ということも、当然これはお示しをさせていただくことになると思っています。自由に何でもどうぞということにはならないだろうと思っています。

当然、町としての意思を示すに当たっては、まず今の面積を超えるものということは、これはあり得ませんから、できれば多少縮減できればそれにこしたことはないと思っておりますし、それから今、バッハホールと公民館の連結といいますか、余り、離れているということもありまして、先般県北合唱祭、49団体が参加したわけでありましてけれども、大変バッハホールは小野田の文化センターと比べて楽屋が少ない、狭いという事情がありますので、皆さんが公民館を楽屋とし、そしてそこを移動すると。お天気のいい日はまだよろしいんでしょうけれども、雨の日などは大変な思いもしていらっしゃるというふうな、そういった音楽関係者の方々からの声などもありますので、そういったことも勘案しながら、できれば公民館とバッハホールというものがうまく連結できて、そして時には一般の方の集会所、時にはその楽屋というふうに、多目的にそのスペースを有効活用できるようなものが望ましいんじゃないかというふうに思っていますから、そういった考え方なども関係者から町には寄せられておりますので、そういったことなども含めて町としての考え方というものもその中でお示しをしていくことになるだろうと思っています。

そういったことで、最終的に皆さんのご意見を集約していただいて、町に対して諮問していただくと。それで、それを受けて、町のほうで再度皆さん方にも、当然議員の皆さん方にもお諮りをし、執行部と議会との意見を集約した形で予算化をし、基本設計、実施設計というふうな形にいくんだらうというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 確認しておきたいんですけども、あの隣にレストランがありますよね。あれは、トイレは多分公民館のほうを使っている頻度が高いようなんですけども、その辺のかかわりはどのように考えていますか。この中で決めてもらうんですか。それとも、向こうも解体して新しくつくるなんていう話が出てこないとも限らないんですよ。その辺はどう考えていますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

具体的にそこまで、物産館をどうするのかという議論は今の段階では全くないんですが、あの建てかえとなりますと、今ご指摘のとおりトイレは公民館のトイレを使っておりますので、

公民館のトイレだけ残すということも無理だと思いますので、恐らくあの物産館も含めての建てかえということになるかと思います。

その場合に、また同じものを建てるべきだという意見が強く出ればですが、あの物産館というのは、ご存じかと思いますが、バツハホールを建てたときにバツハホールのお客様の食事向けということで建てられた建物なんです、その後利用形態が変わりまして、地元の方の昼食あるいはお土産ということで、その時代によって使われ方が変わってきているんですが、今現在物産館を見ますと、その使われ方もまたちょっと状況が変わってきているかなというふうに個人的には思っておりますので、物産館についても建てかえをする、もし全面建てかえということになった場合には、物産館を残すのか残さないかというのも一つの協議のポイントになるかと思います。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 今、物産館解体の話が出たから聞くんですけども、その解体するとなった場合、なるということは、この公民館整備検討委員会でそれを解体とかを検討することになりますよね。町の建設課とかその中で出るんだかわかりませんが。そうしますと、公民館整備だけでなく物産館とのあわせの検討と、最初からそう出せばいいんですよ。そうでないと、そっちは別ですから、その辺ちょっと疑問に感じましたから質問したんですけども、その辺もう少し精査して、これはこれでいいんでしょうけれども、必ずそれにぶつかってきますよね。そのときにまたお話いただければと思いますので、いいです。

○議長（早坂伊佐雄君） 答弁は要りませんか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域
における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に
ついて

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、議案第68号加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進
すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第68号加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域に
おける固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成29年7月25日公
布、同年7月31日に施行されたことに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一
部を改正するものであります。

主な改正の内容は、法令等の改正に伴い、題名を加美町地域経済牽引事業促進区域における
固定資産税の課税免除に関する条例に変更し、条文においても固定資産税の課税免除となる根
拠法の題名の変更や引用条項等の整備、適用期限を1年間延長するものであります。

また、従来の産業集積から、より広い範囲の地域経済牽引事業の促進に拡張されることに伴
う文言の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 一つお伺いしたいと思います。

この条例の一部改正によって、その適用企業なり、その免除額なりがどうなるのかお伺いし
たいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 税務課長。

○税務課長（佐藤和枝君） おはようございます。税務課長です。

先ほどの適用期限とかにつきましては、今回条例の中でもあるんですけれども、1年延びて
おりまして、平成31年3月31日までの同意ということで、そちらのほうの期限が延びておりま
す。

それから、免除額につきましては、75%交付税のほうから補填されまして、今までどおり変

わりはございません。

対象の企業は、今回改正がなされたことにおきまして、従来の産業集積という業種の中からといますか、産業集積からより広い範囲の観光資源とか、それから特産物と技術や人材、情報などを生かしましたその業者が、広くこちらの事業のほうに対応されることになりまして、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼすことで、その地域における経済活動を牽引する事業というふうになっておりますので、特段事業の指定というのではないんですけれども、そういうふうな形で広く、今まで以上に広い事業に該当するということになっております。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 聞くほうもわからないんですけれどもね。どういう聞き方をしたらいいかわからないんですけれども、結局この一部改正によって、既存、ある企業の中で何社ぐらい該当になって、交付税措置されるから今までと変わらないというんだけれども、実際にはどのぐらいの額が免除されるとかということをちょっとお聞きしたかったんですけれども。

議長、いいですか。これから進出していきたい企業、事業所に対してということなんですか。それとも、今までの既存のやつも該当になるということなんですか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） ひと・しごと支援室長でございます。

ご質問の産業集積から地域経済牽引事業の促進のほうに変わったということですが、この法律によりますと、現企業について、また間口を広げますという意味だと理解しております。例えば、この法律を引用しますと、今後は成長が期待される産業としましては6つほどございます。医療機器、航空機部品、新素材等の先進のものづくり分野、それから農林水産、農水産品の海外市場獲得等を目指す地域商社等の事業分野、それから第4次産業革命関連分野、AIとかIOT、ビックデータ等の利活用です。それから、新たなニーズをターゲットとした観光、スポーツ、文化、まちづくり関連分野、5番目が環境エネルギー分野、それで6番目がヘルスケア、教育サービス分野とあります。ですから、こういった業務に取り組む企業があれば、今後成長が期待されるということで、そういった企業が今後進出される場合については、町としてもその計画を策定するということになっております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） これから進出してくる企業に対しての固定資産税の免除の一部条例改正

ということで理解してよろしいんですね。今まである企業が、ある程度その免除要件があって、それが平成31年3月31日まで延長されるということで理解してよろしいんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） 現在ございます企業のほかに分野を広げるという意味でございますので、現企業がその利益といたしますかを受けないということではございません。新規立地に限らず、あるいは事業形態、こういったものに取り組むというものであれば、当然それも認められると私は理解しております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっとご説明します。

いわゆるこの重点的に促進すべき区域というものが指定されているわけですね。雁原工業団地とか、いろんところが加美町の中で指定されているわけです。そこに新たに立地する企業、これは当然対象になります。それで、これまではものづくりというものが中心だったものが、もっと対象が広がったということ。

それから、既存の企業でも、新たな取り組み、地域産業を牽引するような新たな取り組みをするものに対しても、これは対象になるということで、業種あるいはさまざまな面での範囲を、対象を拡大したということでございます。

それで、固定資産税を減免しますので、当然町にとっては減収になりますから、その部分の75%は交付税措置されるというふうな制度で税務課長、いいですね。はい。ということでご理解いただきたいと思っております。（「議長、悪いけれどももう1回だけね」の声あり）工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 済みません。

結局、町長がいろいろ会社を訪問して、あとはいろんな企業に行って、誘致企業とかうちのほうにどうですかと活動しているわけですね。そういったときに、結局その情報を皆さんで共有して、あとは世の中がこうなっているんだよというようなことをやらないと、なかなか町長も企業誘致で歩けないわけですね。だから、その辺をきっちりした上で立地活動をしてもらわないと、ちょっと企業側も困るんじゃないかなと思ってそういう話をさせていただきました。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりでして、これもいわゆる企業誘致のインセンティブ、

優遇制度の一つでございますから、企業を訪問する際には、担当者がきちんとかういったさまざまな優遇制度のペーパーを持参し、詳しくそこでご説明をしておりますので、そのところはご安心いただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める 条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第4、議案第69号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第69号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、根拠法令の改正に伴い、主任介護支援専門員の定義を改め、附則において経過措置を規定したものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番(木村哲夫君) 加美町地域包括支援センター職員等に係る基準を定める条例の中で、職員の員数ということで、(1) (2) (3) ということの(3) だと思うんですけども、経過措置ということは現在これに該当する方はいないということだと思いますが、事務分担表を見ますと、保健師さんはいらっしゃいますけれども、確かに主任介護支援専門員とか社会福祉士、その他これに準ずる者1人というふうにあるんですが、現状とこの経過措置の間にきちんとその主任介護支援員の配置が可能なのか、見通しといたしますか、その辺をお願いします。

○議長(早坂伊佐雄君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長(猪股和代君) おはようございます。地域包括支援センター所長です。

まず初めに、現状についてお話ししたいと思います。事務分担表には保健師という記載になっております。保健師の中の1名が主任介護支援専門員の資格を持っておりますので、それで配置しております。

それで、この附則につきましてですけれども、主任介護支援専門員の今回更新研修、更新制度ができたというところでの経過措置になりまして、主任介護支援専門員につきましては、平成18年度から設置されたものですが、これまで更新制がなかったのですが、介護保険法の施行規則の改正によりまして更新制を導入し、それに伴って更新研修を受けなければいけないということで、なかなか長い附則なので解釈がなかなか難しいんですけども、平成18年度から平成23年度までに主任介護支援専門員研修を受けた方につきましては平成31年3月31日までに受ければよい、それから平成24年から平成26年度までに受けた方につきましては平成32年3月31日までに受ければよいという、そこが附則の経過措置になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。

○7番(木村哲夫君) 済みません、もう1点関連してなんですが、先ほどの(2)の社会福祉士その他これに準ずる者を1人ということで、社会福祉士はいらっしゃるのでしょうか。それとも、今後配置する計画はあるのでしょうか。

○議長(早坂伊佐雄君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長(猪股和代君) 地域包括支援センター所長です。

社会福祉士につきましては、条例の中に準ずる者という規定がありまして、現在はその準ずる者ということで、保健師が介護支援専門員としての業務を3年以上かつ高齢者の相談業務に従事した期間3年以上という条件を満たしております保健師がおりますので、その者が準ずる

者として配置されております。採用等につきましては、私のほうからは回答できませんので、よろしくお願ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

地域包括支援センターのほうの職員配置ということで、社会福祉士についてはどうだというようなことだとでございますが、現状としましては準ずる者という形で適用させていく方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 17番三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 主任介護支援専門員ということで、保健師1名を配置しているということでございますが、現在この主任介護支援専門員に該当する方は何名が該当しているのか。

加えまして、執行機関の加美町行政組織規則の中に、この主任介護支援専門員という職を明記する必要があるのかどうか。また、その専門員の業務は、職種は、職はどのような内容なのかお聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

主任介護支援専門員につきましては、まず業務のほうからお知らせしてよろしいでしょうか。地域の介護支援専門員の個別の相談等に対応する。また、大きくもう1点につきましては、ネットワークを構築する。介護支援専門員の方が仕事をしやすいようなネットワークを構築するということが大きな業務になっております。また、もう1点ありまして、スキルアップの向上を図るということで、研修会等の開催も担当しているというところであります。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

主任介護専門員について、行政組織規則で職を規定すべきではないかというようなお話でございますが、この主任介護専門員については資格要件というようなことでございますので、職名という部分については特に規定はしていないということにしております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 大変失礼いたしました。主任介護支援専門員の資格を有する職員の数ということでの質問にお答えいたします。現在は3名おりますが、新しい

条例に従いますと更新を受けなければそれは維持できないということになっておりますので、どのような形で順繰りで受けていくかということは、所内で検討しているところであります。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） その支援専門員の役割ということで、地域の介護支援をする方々を、要するにネットリーダー的な存在で研修をさせるということですが、実際の中で管轄しているその支援員の方々と、他の地域の介護支援専門員の方々はどのくらいおるのですかね。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

加美町の要介護を受けて介護保険のサービスを利用している在宅の方を担当しているケアマネージャーさん方が全て対象になりますので、大崎市でありますとか、色麻町でありますとか、近隣の市町村の居宅介護支援事業所のケアマネージャーさんに対しても、指導でありますとか相談でありますとかの対象としております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） どんどん要介護者がふえる中において、ケアマネージャーの数、さらにはその支援員の数、専門員の数、現状では足りているでしょうか。それとも、将来を見通した上でどのように、多分人事の関係も含めているものですが、その辺についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

直近で要介護認定を受けている方は1,616人ということです。また、7月審査分では、在宅のサービスを使っている方は1,011人ということです。

ただ、ケアマネージャーにつきまして、要介護1以上の方を担当する場合は40人未満が規定で、40人未満の数の担当で行きなさいということが定められております。それで、加美町には6カ所の居宅介護支援事業所があるわけですがけれども、やはり加美町のケアマネージャーさんだけでは担当がカバーできないということで、先ほどお話しいたしましたように、大崎市古川とか、岩出山とか、また色麻町にある居宅介護支援事業所のケアマネージャーさん方にも担当していただいているというところです。

また、主任介護支援専門員につきましては、地域包括支援センター、条例上では原則としては2名ということになっておりますので、これもまた今後の課題かと思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） この専門員、常勤の専門職を、支援機能を拡充するその必要があるところに対しては、基準財政需要額に算定される今度の仕組みができたと思うんですが、その辺どのようにお考えですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

ただいまのご質問をいただきましたけれども、その基準財政需要額に算入されているかどうかというようなご質問かと思いますが、手持ち資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

主任介護支援専門員、地域包括支援センターの主任介護支援専門員につきましては、財源的には介護保険の地域支援事業で交付金で出ております。国が39%、県と町が19.5%、あと第1号被保険者の介護保険料で賄っております。

○議長（早坂伊佐雄君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第5、議案第70号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第70号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町の交流人口の拡大と活性化を図るため、地方創生推進交付金事業を活用したスポーツツーリズムの町整備事業の一環として導入しましたカヤック1人艇10艇、2人艇5艇等をやくらい高原温泉保養センターに配備し、新たにカヤックのレンタル事業を行うことから、加美町小野田温泉保養センター等条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、やくらい高原温泉保養センターのレンタサイクル使用料にカヤック装備一式、1人艇と2人艇の使用料を追加するものです。なお、カヤックのレンタル業務は指定管理者であります加美町振興公社において管理運営を行うこととしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 1人艇、2人艇おのこのの装備一式の価格。そして、2つ目は使用料の算定の基準。3つ目は、これは安全管理が必要だと思いますが、どのような措置を考えておられるか。

以上、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

まず、現在予定をしているレンタルをするカヤックの値段というご質問でございました。まず、1人艇のほうでございますが、そちらのほうは大体9万8,000円に消費税ですから、10万8,000円弱という形に……、済みません、2人艇でございます。2人艇が10万8,000円弱ということになります。あと、1人艇のほうにつきましては、6万円弱というような金額になってございます。

続いて、使用料の算定ということでございますが、こちらにつきましては今回アウトドアアクティビティとしてカヤックをレンタルして皆さんに楽しんでいただくということでやるわけでございますが、いろいろ東北だったり、調査をさせていただきました。そこでいろいろレンタルされている部分の値段を参考にさせていただきながら、ただ町のほうにおいでをいただきたいという思いもございますので、そちら側からは値段を多少低めに設定させていただいて、今回の条例の価格というふうにさせていただいてございます。

続いて、3つ目の安全性の関係でございますが、あくまでもレンタルということでございます。各自がそれを活用し、安全に使っていただくということでございますが、そのためにライフジャケットやヘルメット等も一緒に貸し出しはさせていただくということでございます。

いろいろやる中で、人材育成ということで、昨日の一般質問のほうでもお答えさせていただきましたが、そういうリーダーなどもこれから養成していきたいということで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 安全ジャケットというんですか、そういうのとかいろいろやっておられるようですけれども、初めての方が利用する場合には、やっぱり一通りの注意が必要だと思うんです。そういうことで、事前にこういうことに注意してくれというようなこと、あるいは見回りとかが必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

ご指摘のとおり、やはり初心者の方に関しましては、それなりに指導などもしていかなければいけないということでございます。そちらのマニュアルに関しましても、今、作成中でございますので、そういう意味では皆さんに安全に使っていただけるような方法策を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1つだけ追加させていただきます。

今検討していることの一つは、やくらいウォーターパークの屋外にあります回るプールです。これが夏休み期間だけ稼働しておりますので、ぜひここについてはそれ以外の春秋については、まさに初めてカヌーをなさる方がそこを活用してカヌーのこぎ方を学んでいただくと、こういったことなども今検討しておりますので、十分、三浦 進議員のおっしゃることも念頭に置きながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 今、利用場所についてやくらいウォーターパークというふうなお話がありましたけれども、そのほかでの活用には使わないのかというのがまず1点目です。

あと、今カヤック1人艇が10艇、2人艇が5艇というところで、もしウォーターパークであ

れば、同時使用を考えるとこんなに果たして必要なかどうかというところがちょっと気になります。この点について一つお聞かせいただきたいと。

あと、このカヤックを購入しまして、保管場所に関してはどこで保管をして、さらにカヤックの保守だったり、メンテナンスというものは同じく振興公社で行うのか、はたまた購入先との保守管理というのを結んでいるのかどうか、この点についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

まず、カヤックの利用場所ということでございます。菓菜のウォーターパークの外のプールに関しましては、初心者の方に関してそういう場所が提供できますと。あと、そのための指導も日にちを切ってになるか、それは今後のお話でございますが、そういう形でというふうに考えてございます。

そもそもカヤックのレンタル自体は、川、あとはダムに関しましては、今漆沢ダムのほうは可能で、二ツ石ダムのほうはちょっとまたいろいろ手続があるということではなかなか厳しい状態でございますが、そういう状況でございます。

あと、いろいろ沼などもございます。そういうところをやはり体験をしたいという方が行かれるということでございますので、そのプール1カ所でそれをやるということではなくて、いろんな場所で皆さんに楽しんでいただこうと。それはカヤックだけではなくて、自転車に関しても同様でございますが、そういうものを、受け入れ体制を今整えているという状況でございます。

続いて、保管場所に関してでございます。一応、現在保管場所につきましては、木質バイオマスの施設の前のほうに、前にわさび茶屋で活用していた場所がございますが、ちょっと今、そここのところに仮置きをさせてもらってございます。保管場所につきましては、菓菜周辺と、あとは鳴瀬川のカヌーのレーシング場の部分はいろいろできる場所でございますので、そここのところでも利用者の方が使いやすいようにということで、ちょっと体育振興室のほうと現在調整を図っているという状況でございます。

あと、保守に関してでございますが、プラスチックのプラ艇というふうに呼ぶんだそうですが、そういう材質のものでございます。ですから、基本的にその保守関係は余り必要がないということです。ただ、古くなったり、あと貸し出しをしているということで、利用頻度によっては壊れるとかそういう部分は今後出てくるかと思えます。その際に関しましては、改めてそういう保守だったり、あと買いかえをしなければいけないということもあるかもしれませんが、

そういうことになるかというふうに思っています。

以上でございます。（「あと、果たしてこれだけの数が必要かですね」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） カヤックの数の関係でございましたが、一応その利用場所に関しましてはそういうことでございます。

それで、数に関しましては、今度シートゥーサミットも開催するというでもありますし、あと今後まだまだこれからなんです、できれば来年ぐらいからは、各地区に子ども会があり夏休みにいろいろ行事をなさっているということでございます。その中に、このアウトドアの部分も、カヌーだけではないんですが、キャンプも含めて、関係課なり関係団体と連携をしながらやっていきたいと。そういう意味合いも含めまして、この台数を現在用意させていただいているというところでございますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） ありがとうございます。台数に関してにつきましては、大方この購入、全ての町で購入したカヤックの台数というのを先ほど言っていたというような感覚でよろしいのでしょうか。それで、その各場所にこれも先ほどの台数を分散して保管をするというところで、今回の保養センターの条例の一部改正についてというところで、保養センターで貸し出しする部分に関しては、この台数では、先ほど10台と5台、5艇というふうにいった台数ではないということで理解してよろしいんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

レンタルということで、保養センターやくらい薬師の湯のほうで、その部分は貸し出しをするということでございます。それで、その場所でお貸しをする部分もあつたり、あとは鳴瀬川のカヌーレーシング場ということであれば、その場所から、薬師の湯のほうでは貸すんですが、保管をそこにして、借りた方がそこから借りられると。ただ、窓口は薬師の湯ということになります。ですから、置いてある場所から自由ということではなくて、あくまでも窓口はここで、それでプールだったり、あとは白沼とか長沼のほうだったりということになればその薬師の湯からの出発になるでしょうし、あとはこちら側のカヌーレーシング場ということであればそこからというふうに、そのほうが使い勝手がいいということで考えておりますし、あと管理も一本のほうがいいということでそのように考えてございます。

あと、公社のほうで、いろいろこういうカヤックも活用していただき、集客の一つのアイテムに活用していただきたいということもございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。17番三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 三浦です。

使用料の関係で、課長から、レンタル関係を含めて調査されて、利用者が使いやすいように価格を設定したという答弁をいただきました。といたしますのは、海洋センターの条例の中にもカヌーの使用ということで料金が設定されております。その辺の整合性はどうか、1点です。

あわせて、使用料には消費税を含む、含まないということがありますが、この辺についての考えについても伺います。

あとは、町の条例ですので、これは同じものであれば文言の統一が、これは必要性があるんじゃないかと思いますが、その3点について伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

使用料の関係で、B&G海洋センターのほうでカヌーの使用料金の状態がございます。そちらにつきましては、体育振興室のほうとも協議をさせていただきました。結果的に、今回条例のほうで提案をさせていただいておりますのは、アウトドアを楽しむためのレンタルということで、他の貸し出しよりも安くしているというお話を先ほどさせていただきました。海洋センターのほうに関しましては、カヌーの普及というような意味合いで、B&Gの助成をいただき、このような値段に設定をされているというふうに思っております。

そのようなことで、アウトドアのアクティビティとしてのカヌーと、カヤックとカヌーの普及のためのB&Gの関係ということで、値段に差はございますが、そういうちょっと目的が違うということでご理解をいただければというふうに思っております。

続いて、消費税の関係でございますが、今回の料金に関しましては消費税が含まれるということになってございますので、よろしく願いいたします。

あと最後に、文言の部分ということの……（「文言の統一、総務課長じゃないですか」の声あり）

じゃあ、私のほうからは以上でよろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

文言の統一ということでは、カヌーとカヤックというような部分というふうに理解してよろしいのでしょうか。済みません、もう一回お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） たまたま今、遠藤課長に、目的が違うと話されましたが、それは子どもたちの夏休みのためにそういうものを普及するとか言って、アウトドアというものもありますけれども、果たして使う側にとってはどうなんですか。例えば、カヤックが10艇、「いや、うちの子ども会は足りないですよ」と。ですから、では普及ということで、海洋センターからカヌーを例えばお借りしますよと。片方の値段がうんと開きがありますよ。そもそもそれは、目的が違うからということで、その値段をそのまま提示されるんですか。それが町としての行政の役割なんですか。俺は違うんじゃないかと思えますよ。ですから、その辺を考えてやってくださいと。

もう1点は、今、遠藤課長が、消費税が含まれていますよと言いましたよね。ですから、これだけじゃないんです。使用料については、消費税を含むもの、含まないものとそれぞれあるんです。ですから、その辺の統一性が必要じゃないかということなんです。ということは、海洋センターのほうは、消費税は別枠なんですよ。含まないんですよ。それは多分、社会教育施設関係についても、使用料は多分大半がそうになっていると思います。

ですから、あと最後の文言の統一というのは、町の条例でいろいろ定めるについては、いろいろな文言がいろいろあると思いますので、これらを含めたものについて、新しい条例をつくる場合については、文言の統一性が必要じゃないですかということで質問をさせていただきました。

○議長（早坂伊佐雄君） では最初に、商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

確かに議員さんからのご指摘の部分もわかるという思いはしてございますが、今回提案理由のほうでも、公社のほうで管理をするということで、そちらのほうでの人件費もかかるということでこの値段を設定させていただきました。

ただ、ここの中で減免の部分も条例上にございますし、あと公社のほうで条例の値段から0.5から1.5までの範囲での状況も可能ですというふうにもなっておりますので、その部分については運用の中でご相談をしていきたいというふうに思っております。ただ、B&G海洋センターの条例のお値段までにはならないという状況でございます。その関係はよろしくお願

いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。大変申しわけございませんでした。

今、議員からご指摘ありましたように、B&Gの海洋センターの条例におきましては別表で料金を設定しておりますが、それに条文の中で別表の額に100分の108を乗じた額を使用料として納入するというような規定になっております。

また、今回お願いしております小野田温泉保養センター等条例につきましては、こちらの別表で料金を規定しておりますが、こちらについては別表に備考欄において使用料には消費税を含むというような規定をさせていただいているところでございます。

消費税に部分については、今言った大きく2つ、条文の中で規定している部分と、あと備考欄で規定している部分が、両方今混在する状況にはなっております。それぞれの条例の制定の中でこういった条項になっているわけでございますが、今ご指摘いただきましたので、今後に向けて検討させていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 多分、理屈になると思うんですが、ごめんなさいね。

遠藤課長が今、公社で管理する関係で、要するに職員の人件費も含まれるから、ですから開きがあるんだということに今答弁をいただきました。そうなんですかね。もう既に指定管理料というもので、公社が管理運営するということでしているんじゃないんですか。だとすれば、もしそういうことで積算するとなれば、新たに指定管理料に加えていいんじゃないですかと、私は思います。もし、ご回答いただけるのであれば、町長でありましたら。公社の社長でもいいです。よろしくお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

この間、レンタサイクルの際にも使用料というのを規定させていただいております。それで、8月には十何台か利用されておりますけれども、カヤックについても、指定管理料というのはこういう仕事を請け負うからこれくらいの指定管理料。それで、年度途中に新たな事業がふえれば、その事業の分に対して人材が、人件費がその分ふえますよというようなこともあって、今商工観光課長は人件費というような形をしましたが、そういうことであればそれもございま

すけれども、貸し出しを無料というふうには、やはりいろんな壊れたりなんかしたりすることもあるでしょうし、更新ということもあるでしょうから、金額についてはこの金額を定めさせていただいて、その中で運用させていただくと。

それで、公社は夏休みなど、バーベキュー大会とかさまざまなことで子供会には利用いただいております。その際、このカヤックについての料金について、全く無料という形にはならないけれども、そのあたりは教育という一環であれば、免除ということは当然考えられますけれども、そのことについては商工観光課と話をしていくということになるかというふうに思います。

ただ、公社としては、今までプールのインストラクターという社員がいます。非常にスポーツにたけている社員です。その人を今、このスポーツツーリズムとか、町が推進するスポーツ関係のレンタサイクル、カヤック等の担当という形にして、今その人を従事させているところがございますので、町と一緒にこのスポーツの振興、あるいはこのスポーツツーリズムというものを進めていきたいというふうに思っております。料金に関しましては、この料金の中でさまざまな運用をさせていただきたいというふうに思っております。（「補足」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと私からも補足させていただきます。

B&Gは、基本的には先ほど遠藤課長が答弁したように、基本的にといいますか、目的は普及ということで、余り個人に貸し出すということは想定していないんだろーと思います。可能ではありますけれども。ですから、子ども会とかいろんなグループの皆さん方に対して貸し出しをして、そして普及を図るという目的。

今回のカヤック、使い分けていますけれども、カヤックに関しては、レンタサイクル同様、個人がレンタルをして、そしてサイクリングをしたり、あるいは沼や川に行ってカヌーを楽しんだりというそういった目的なわけです。ですから、この料金体系も、ほかもそうですが、自転車についても1日2,000円、それから半日1,000円ということで、ほかよりも安くレンタルをしているわけでありましてけれども、カヌーに関してもそんな形で、個人が自転車同様カヌーを借りていただいて、海はないですけども、川とか沼とかですね。そういうところで楽しんでいただければなということですので、海洋センターとこの今回のものとは、ちょっと分けてお考えいただきたいと。目的がそもそも違うということでご了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 自転車も、なかなか活用の頻度が余り芳しくないということなんですけれども、これから行楽シーズンになれば借りる方も多くいらっしゃるのかなというような期待は持っているんですけれども、このカヤックも利活用に関して、より利用してもらうために、やはり発信もしなくちゃいけないと思うんですけれどもね。やはり、プールだけではなくなかなかおもしろくないところもあると思うんですけれども、商工観光課長、千古の森のパンフレットにカヌーに乗っている白沼か長沼かわからないんですけれども、どこかで乗っているパンフレットがありますけれども、実際その発信をするときに、このカヤックを借りてここで利用できますよというような周知というものができるのかどうか。もう一つは、長沼、白沼でも持ち込んで利用できるのかとか、その確認をさせていただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

カヤックの使える場所、体験できる場所ということで、まず長沼、白沼のほうも大丈夫でございます。あと、先ほど来から鳴瀬川の部分、あとはダムも非常にゆったりとした感じですので、一応ダムが加美町には2つございます。漆沢ダムのほうは大丈夫ですということで手続は進めてございます。あと、二ツ石ダムは、先ほどもお話ししましたけれども、一応そちらは農業用の目的のダムということで、だめということではないんですが、誰でも自由に行っていていいということではなくて、何かのイベントをするときに手続をして、安全対策をとってやれば大丈夫ですよみたいな、そういうようなちょっと多少制約が二ツ石ダムのほうはあるということで、そちらは一般の方は常時行けるという場所ではないということでございます。

ですから、そういう沼とかダム、あとは鳴瀬川の関係のほうに関しましてはPRをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「自転車の貸し出しはふえているものなのか」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） レンタサイクルについて、8月の利用状況を報告させていただきます。

13名の方がレンタサイクルを利用しております。それで、その方の中で薬菜山一周コースを家族で快走して夕日の沈む景色がとてもきれいだったということで、また来たいというような感想を述べられたということも聞いております。

それから、ツール・ド・347においても、レンタサイクルの予約が入っているということでございます。

先ほど町長が申し上げたカヤックのプールというのは、三浦議員さんからの質問の中で、初

心者にとって安全安心をとということがございましたので、初めて利用する方にはここもこうやって利用して覚えてもらうということもありますよということをごさいますて、プールを中心に使ってもらおうということではございません。河川ですとか湖で楽しんでいただきたい。

それから、工藤議員さんのおっしゃった長沼ですか。あっちのほうは本当にすばらしいところですよ、行ってみるとですね。あそこでカヌーを浮かべて空を見上げたらなんて、どんなにいいだろうというふうな思いはあります。心配なのは熊ということがあるんですけども、そういう危険性がなければ本当にすばらしいところですから、このカヤックを使って薬菜周辺を満喫する、自然を楽しむということは大いにこれから盛り上がっていきけるのではないかと思いますし、そのためのPRも進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 公な立場で言っているのかどうか分からないんですけども、以前に、大分前です。もう七、八年ぐらいだと思うんですけども、千古の森のパンフレットを見せていただいたので、白沼、長沼で乗れるんですかという問い合わせをしたんですけども、職員の方は誰もわからなかったんですけどもね。実質、今、回答をいただくと、乗れますというようにことなんですけれども、実際子どもたちを連れて行って長沼で楽しんだ経緯があるんですけども、やはり栈橋までは行かないんですけども、やはり乗り降りができるという、これはお金もかかるものなので、ここでああそうですねというわけにいかないと思いますけれども、やはりその周知をするときには、こういう乗り降りができるような施設といいますか、簡易なものでいいと思いますけれども、ダムにはつくれないかもしれないんですけども、その辺も含めながら周知といいますかPRしていただければいいのかなという思いもしていますので、その辺についての条件整備といいますか、施設整備についてお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 長沼は、カヌーにとっても最高の場所ですね。秋などは、本当にこれはすばらしいです。中の島もありますしね。

それで、もう一つすばらしいことは、実はあの長沼はキャンプ場からカヌーに乗れるということなんです。といますのは、道路の下に高さ2メートルの隧道がありまして、そのときの水量によりましてキャンプ場の栈橋から乗って隧道の下をくぐって、そして長沼に抜けられるというすばらしいロケーションです。ですから、隧道、真っ暗い中を抜けて、ぱあっと広がるんですね。ほかにはどこにもない、私はすばらしいカヌーに適した場所だと思っています。

ます。ですから、そういったことも大いにこれはPRしていきたいと思っていますし、カヌー乗り降りについてさらに施設整備が必要であるならば、そういったことも今後検討していきたい。

本当にあそこは多くの方々に利用していただきたいところだと思っていますし、実はモンベルのパンフレット等をつくるときにも、あそこでカヌーをこいで、その写真が掲載されています。モンベルでも大変あそこは気に入っている場所でございますので、大いにPRをしてまいりたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時40分まで休憩とします。

午前11時31分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第6 議案第71号 平成29年度加美町一般会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第6、議案第71号平成29年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第71号平成29年度加美町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2億6,240万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ138億1,017万4,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、地方交付税として普通交付税1億4,542万1,000円増、寄附金としてふるさと応援基金寄附金出金1,063万5,000円増、繰入金として財政調整基金繰入金2億円減、繰越金として3億6,772万8,000円増、町債として臨時財政対策債7,000万円減などであります。

歳出については、総務費ではふるさと応援基金積立金1,063万5,000円増、民生費では社会福祉協議会補助金713万5,000円増、前年度障害者自立支援介護等給付費負担金返還金1,784万6,000円増、農林水産業費ではみやぎの農業・農村地域活力支援事業補助金601万2,000円増、消防費では利用自粛牧草農地還元作業委託料816万5,000円増、災害復旧費では林業施設災害復旧事業283万9,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） ページが17ページ、農業振興費の鳥獣被害対策費の中の344万円について伺います。昨年度、私の住んでいる南鹿原行政区が田んぼ等の被害が、共済費が一番多かったということで、ことし電柵、ネット等の設置を関係者でやっているんですけども、大変ありがとうございます。それで、それと関連するこの344万円なのか、それとも別のやつをまた購入して何らかの対策に使うのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（猪股 繁君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

この補正につきましては、協議会に単独で補助する事業で、南鹿原の分は関係ありません。内訳としましては、音花火の購入代が30万円、あと鳥獣被害の報償費として50万円の増額ということです。あと、鳥獣被害の防止対策ということで補助金を出しておりますが、その分も増額をしたいと思います。

あと、一番大きな部分としましては、獣害対策用管理施設として猿の捕獲のための大型の捕獲枠を購入したいと思います。これにつきましては232万2,000円ということで、合計で344万円の補正となります。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） わかりました。それで、今一番大きい捕獲用のやつが、猿対策だというお話なんですけれども、イノシシ等にはそれを転用とかできないんですかね。というのは、やっぱり今、電柵ネットをやっているんですけれども、ネットをしている、電柵をやっている分に対してはやっぱり被害がなくなりました。それで、今度はやっていないところが、被害が出ている箇所があるんです。やっぱりイノシシは、冬期間の何というんだか、ウサギだかをとる、追っていく、何だっけね、あいつ。（「巻き狩り」の声あり）巻き狩り。ああいう感じで、冬にとると結構とれるらしいんですけれども、今とるのを考えましたら、家族で歩くもんですから、そういうのを一網打尽にできる何か大きいやつをどんと置いて餌を置けば、かなり今でもとれると私は考えるんですけれども、そういうのを将来的に考えてもらえればなと思って質問したんですけれども、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（猪股 繁君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

今回買う獣害対策用の管理施設につきましては、大型ということで、猿専用のものでございまして、猿が大きな柵の中に入った後に出られないような形のものの施設でございまして、これにつきましては猿被害の大きいところに、移動式のものでありますので、そこで対策を考えたいと思っております。

イノシシにつきましては、箱わなの捕獲もありますので、対策協議会では箱わなも持っていますので、その辺の被害が大きいところには箱わなでの捕獲も検討したいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。9番沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） 2点お願いいたします。ページは8ページ。

13款の使用料及び手数料。この中に音楽技能習得施設使用料205万円が出ていますけれども、これは国立音楽院だけなのか、あるいはほかの団体が入っているものか、お願いいたします。

それから、もう一つ18ページ。7款の商工費、この中の商工施設費。ここに補償補填及び賠償金48万円ほど出ていますけれども、これはどういった補償、賠償になるのか、お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

まず、第1点目、8ページの音楽技能習得施設使用料205万2,000円についてお答えさせていただきます。今回の補正につきましては、ことし2月の議会で議決をいただきました国立音楽

院の宮城キャンパスに係る使用料でございます。年間の使用料につきましては、消費税抜きで300万円ということで可決いただきましたが、その後国立音楽院のほうから190万円、当初使用料免除という形でご提案を申し上げたところでございますけれども、国立音楽院のほうから190万円、施設管理に係る部分については払いますというようなお言葉をいただきまして、その旨を皆さんにもご説明をした次第でございました。ただ、これが当初予算編成後のことでもございましたので、今回9月補正でその190万円掛ける消費税で205万2,000円になりますけれども、今回補正をさせていただいたと。

したがいまして、国立音楽院に係る使用料と。他の業者等々、町民の利用ではなく、国立音楽院のものということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

18ページの商工施設費の補償補填及び賠償金でございますが、内容といたしましては、どんこ館の南側に、敷地の中に電話柱がございます。一応、そちら側の電話柱を移設する部分が補償補填という部分の内容ということでございまして、今回補正予算を上げさせていただきました。これに関しましては、平成28年度に整備をしてことしの4月末にオープンをしたわけでございますが、その段階では一応工事の中で可能ということで予定をしておったんですが、そうではなくて補償補填のほうということでございまして、今回予算案のほうを補正させていただき、お認めいただければ、あとNTTのほうと移転の関係の契約を取り交わし、実行してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 10番。

12ページ、まずふるさと就学新生活応援券50万円の件1点と、それから17ページのみやぎの農業・農村地域活力支援事業の内容をお願いします。

それから、昨日説明がありましたけれども、利用自粛牧草の農地還元作業委託料が今回一般財源から出ていますけれども、今後これが補填というか、東電とかどこかから補填される可能性があるのかどうか。

それから、22ページの就学援助費が今回補正されていますけれども、なぜ今補正なのかという点をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

まず、12ページのふるさと就学、報償費でございます。50万円ということで今回補正をさせていただきます。前にも全協等々でご説明をしまいましたが、このふるさと就学新生活応援券につきましては、この加美町に引っ越してきた学生、3カ月以上在住した方という方に対しましては、1回に限り2万円の地元商品券を差し上げるということでご説明をいたしました。

それで、当初予算でございますが、19節の負担金補助及び交付金のほうに当初予算で計上させていただいたと。もともと個人のほうにやるというような考えでおったんですけれども、実際、その申請手続、準備を始めていた際に、子育て支援室でも同様の出産祝い金等々がございますけれども、これは商工会を通しまして商品券をやっていると。それで、支出科目につきましては報償費のほうで出していると。本人じゃなくて、商工会のほうにお出しをして、そして商工会のほうで引きかえをしてもらうというようなことがございましたので、今回19節から8節のほうに組み替えをさせていただいたと。

それで、50万円につきましては、当初予算どおり2万円掛ける25人で、そのまま組み替えをさせていただいたというものでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

17ページのみやぎの農業・農村地域活力支援事業について内容はというご質問でございます。この事業につきましては、県の事業でございまして、地域農業の農村活性化に関し効果が認められる事業に対して補助するというものでございます。内容につきましては、県が3分の1補助、町が3分の1、それから対象者が3分の1というような状況でございます。

やくらい土産センターにおいて、ジェラートの券売機及び攪拌機の購入に事業費として約128万円ほどかかりますので、これに対する補助です。

それから、もう一つが、平柳カントリー農産でエノキの栽培を行っているわけなんですけれども、そのエノキの包装用機械ということで、この事業費が約846万円ほどの事業費になっておりますので、これに対する補助ということでございます。

続きまして、20ページの東日本大震災災害対策費の中の委託料でございますけれども、816万5,000円、これにつきましては昨日の特別委員会でお話しさせていただきました放射能汚染牧草の実証に伴う作業委託料ということで計上させていただいております。3地区で行いますので、1カ所当たり約270万円ぐらいの委託料になるということでございます。

それで、財源内訳ということでございますが、一般財源で計上しておりますが、現在環境省

の加速化事業並びに東電の賠償に伴う補填ということの両方で今ちょっと協議を進めておりまして、現時点ではまだちょっと決定していないという状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

就学援助費でございますが、今回就学援助費の中で入学用品費の単価が改定されてございます。当初は2万470円だったものが、今回4万600円に改定されましたので、それに伴う不足額を今回計上させていただいております。

それから、中新田小学校と中新田中学校につきましては大幅に増額してございますが、中新田小学校につきましては当初5人を見ていたものが12名、中新田中学校に関しましては16名を見ていたものが20名ということで、支給対象人数がふえたことによりまして、あわせて給食費、それから学用品等の不足額もあわせて計上させていただいております。

○議長（早坂伊佐雄君） 15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 15番。

1点、ちょっとお聞きしたいと思います。ページ数は20ページ、先ほども出ました利用自肅牧草農地還元、この委託金です。きのう特別委員会でもありました。また、町長が施政方針で、汚染廃棄物に対してはJ A初め各団体、それからいろんな団体の動向も注視しながら、保管農家の経費負担軽減に向けて対策をとっていきたいということで、今の時期かなと思いますけれども、やはり市町村会議の動向もありましたし、それからいろいろ検討されてきたことだと思いますけれども、まず利用自肅牧草。私はきのうの特別委員会でちょっと腑に落ちなかった点につきましては、1点だけ。農林課長が、大体これの実証については先駆けたところが割と安全ということが出ております。そうすると、次につながることも想定しなくてはならないと思います。そうすると、何年くらいで今の加美町が持っている保管が処理できるか。それらについては、まず実証実験を行わないうちは答えられませんというような回答だったと思うんですけども、実証実験というのは、やはりもうちょっと先を見て、今の量だったらどのくらい、今の牧草地を加美町ではどのくらい持っていて、第一すき込みはやっぱり種子の更新時期でないと利用が出てこないわけなので、そういった点も改めてちょっとお聞きしたいんですけれども、畜産経営のために使っている牧草がどのくらいあって、大体どのくらい更新を見込めるものか。もしおわかりでしたら、まずお聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長です。

まず、実証試験におきましては、牧草にどのような影響が出るかということで、まず牧草に影響が出るものか、出ないものなのかというのをまず確認することが第一であるというふうに考えておりますので、実証試験では1反歩に2トンの牧草をすき込むわけですので、単純に計算しますと1ヘクタール当たり20トンというようなことになるかと思えます。ですから、全体量を2で割りますといろいろな面積とかが出てくると思えますので、きのうも6,000ロールというようなことで約2,100トンを現在農家に保管していただいているということも申し上げましたので、ただ仕事の進みぐあい等も考慮しなければならない。その中には、すき込みする場所の選定でありますとか、その協力体制、さまざまな問題があると思えます。

ですから、実証試験をやるとともに、来年度、新年度の予算要求等もかかわってきますので、それまでには町としてどのような形で進めていったらいいか検討しながら、大体何年をめどに処理できるのかということ、ことしの新年度予算の要求の12月ころまでには実証試験が終わっておりますので、その後いろいろな検討を進めて、来年度の新年度予算に盛り込めるものかどうかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 15番。

実証実験、ある程度の金をかけてやるということですがけれども、これはこの汚染対策について、何もしないではだめだというようなことでただやるのでは問題があると思えます。畜産農家は、アンケートの中では、一部破損しているものもあると。自分たちで保管しているものについては大体4分の1ぐらい。そういったアンケート結果も出ています。非常に心配ですし、それから今、非常に畜産農家は、軒数は減っていますが規模拡大をしております。そういった中で、やっぱり置き場所に困って作業に支障を来している、それから保管している場所をほかに利用したいということで、これらは半分近くの方々がある。そうすると、実証実験をやるのが目的でなく、やっぱりこれは処理を進めるためにやらなくてはならないと思っております。

畜産農家については、すき込みについては非常に少ないパーセントですよ。6.5%ですか、希望していない。一番多かったのは、意外でしたけれども焼却が62%。それから、堆肥化というのがその次に多かったわけなんですけれども、まずいろんな堆肥化等の比較もなされたようだと思いますけれども、すき込みという方策をまず先駆けてやる、これは私もいいと思うんで

すけれども、まずこれらを決定するに当たっては各機関とどのような協議をなされたんでしょうか。それから、農家とも協議はなされた経過はありますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長です。

まず、第1点目のフレコンバックの保管状況で、一部破損等も見られるということでございますので、これにつきましては前にもお話しさせていただいたかと思うんですけれども、若干の在庫がございますのでそれに詰めかえ作業を行うということで対応してまいりたいなというふうに思います。

それから、すき込みにつきましては、きのうの特別委員会の席上でもお話し申し上げましたとおり、処理方法としまして焼却、堆肥化、すき込みというようなことでのアンケートをした結果、焼却が非常に多かったわけではございますが、焼却以外の方法ということで、町でその調査結果をもとにいろいろ分析いたしまして、いろいろ協議を行った中で、きのうの堆肥の、一覧表を示しましたけれども、その中においてすき込みのほうが堆肥化より、より時間もかからず労力もかからず、それから経費も安く済むというようなこともございまして、すき込みで実施するという結論に至ったわけでございます。

なお、農家の方にすき込みをするかどうかで、協議等は直接はやっておりませんが、この間3地区の行政区の説明会は行ったわけではございますが、その前に第1回目の保管農家に対する説明会をことしの3月に行っておりまして、第2回目ということでアンケートをとったその結果については、8月30日に畜産農家の方々にお集まりいただきまして、アンケートの調査をもとに、今後町ですき込みの実証作業をやっていきたいということで説明をした次第でございまして。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 補足をさせていただきたいと思います。

まず、農家の方々のご意見、6割以上が焼却を望んでいると。これは、早く処理をしてほしいということの裏返しなんだろうと思います。ただ、現実問題、加美町が選べる方策というのは、独自に決められることは、すき込みか堆肥化かということですね。焼却についてはご承知のとおり、たとえそれが可能としても、加美町だけでこれは決めることではございません。そうしますと、町としての選択肢は実は2つ。堆肥化かすき込みかということでございます。

それで、すき込みということにしたのは、今、課長が申し上げたとおり、あるいはこの前の

全協でお話ししたとおりでございます。

それで、実証事業をいたしまして、来年の1番草、2番草、そういった放射性の移行ですね。どの程度移行しているものかということを検査し、問題がないと、いわゆる牛に与えるのに許容範囲内であるということがわかればこれは当然、まあ、ほかの実証事業でも既に出てはいるわけでありましてけれども、なお加美町としても実証し、その結果を踏まえて、次の段階としては、当然これは本格的なすき込みに入るということになるかと思えます。当然、その更新の時期というタイミングがありますから、そのタイミングに合わせて行うことになろうと思っております。

そうするときに、先ほど課長からあった2,100トンというものをどこで処理するかということになってまいります。アンケートの中では、5割以上の方がすき込みをするための農地があるというふうにもお答えいただいておりますから、詳しくその方々の意向を確認しなければならないわけでありましてけれども、農家が所有している農地ということも一つあるでしょうし、それから当然町有地にすき込むということもあるでしょう。そういった形でその2,100トンをすき込み処理できる農地を確保していくということは、これからその実証事業の期間中、町としてもやっていくべきことだろうと思っておりますし、実証事業の結果を踏まえて本格的なすき込みに移れる体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、早く処理してほしいという声が大半を占めましたので、町としても余り時間をかけずに、本格的なすき込みとなった場合には余り時間をかけずに、これはできるだけ早く、農家さんが保管しているものについては優先して処理をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 15番。

私も、かつて畜産農家ということでやってきたわけなんですけれども、このすき込みの一番問題点は、農家はそうそんなに牧草の更新を頻繁にやるわけではないです。管理がよければ、もう10年も使いますし、そのたびに巻き返しとなるとかなりの経費がかかるわけです。一時、放射能の土壤汚染を軽減するためにロータリーで反転、いやロータリーじゃない、プラウをやったわけなんですけれども、あれみたいに特別な対策費、非常に大きな金が入れば別でしょうけれども、すき込みで今のものを処理していくといたら、相当な期間が私はかかると思うんです。それがすき込みのちょっと欠点かなと思うんですけれども。

町長は2点の方法しかないという。もちろん町長は2次被害を出さないということで、焼却

には基本的にはいろんなところで反対の意見を言っておられますし、やっぱりほかの方法しかないというようなことになると、わたしは堆肥化の実証実験をやるべきではないか、やる考えは町長、持っていないかどうか。

堆肥化のいい点は、実証実験で出ないということがわかれば非常に、牧草地だけでなくも使えますし、非常に処理スピードは物すごく上がると私は思います。本当にこの地区から汚染牧草とかそういったもの、わらとかをなくすことであれば、私は堆肥化の実証実験も取り込むべきではないかと、こういうふうを考えるわけなんですけれども。

町長は、きのう実は3つの方法があると言ったんですけれども、もう1つありますと言いましたよね。それは、ただ保管しておく。それでしばらく下水状況を見る。それも一つの、どうしてもまとまらない場合はそういったこともあり得ると思いますけれども。ただ、何も対策をとらないからやるという考えと、やっぱりきちっと汚染牧草とかをこの地域からなくしていかなければならなんだというような考え方、いろいろ出てくると思うんですけれどもね。町長、そういうような点で、堆肥化、それからどのくらいのやっぱり覚悟でこの問題に取り組む考えか。もし、今の時点で意見がございましたらお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、農林課として堆肥化についても検討いたしました。ほかでやっている実証事業もありますので、その情報も入手をしております。やはり、この堆肥化の問題点といいますのは、まずこの量がふえるということですね。かなり量がふえます。そのふえてできた堆肥をなかなか実は引き取る、利用する方がいないという、そういう問題点もほかの実証事業では言われているわけです。安全とはいっても、なかなかお使いいただけないと。ですから、つくった後に利用者がどれだけいるかという、そういう問題点もあります。

一方、すき込みに関しては、確かに大変な作業ではありますでしょうが、基本的にはこれは委託をします。かかる経費は全て環境省の加速化交付金ということになっておりますから、これは農家さんのご負担はございません。もし、自分で自分の土地にすき込みたいという方がいれば、それは個人でやっていただきますと加速化交付金の対象となりませんから、町と契約をした上で作業をしていただき、それにかかる経費は全額お支払いをするということになります。多くの方は機械等もお持ちでないでしょうから委託ということになるんだろうと思いますけれども、ですから農家さんにはご不便をおかけする、ご負担をおかけすることはございません。

できるだけ町としても委託をし、早くこれを処理していくというふうにしたいと思っております。ですから、これまでいろいろと検討を重ねた上で、やはりすき込みのほうが堆肥化より

も早く、そしてコストも安く処理ができるというふうな結論に至りましたので、すき込みという方法をとらせていただきたいというふうに考えております。

また、保管に関しましては、それも一つの方法であります。やはり加美町の場合には7,500トンという大変数量が多うございまして、なかなかこれを全て保管というわけにはいかないだろうといふふうに思っています。ただし、一部フレコンバックも裂けたりしているものがあるようですから、これについては詰めかえを行うというふうに考えておりますし、当然その経費については環境省、場合によっては東電の賠償請求というふうになるかもしれませんが、100%これはどちらかに負担をしていただくということにしておりますので、その点もしっかり町としても財政的な、財源的な措置もしながら安全に、そしてできるだけ早くやはり処理をしていければというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） お昼のところ申しわけありません。1点だけ申し上げます。

ページが9ページと11ページになるんですが、ふるさと応援基金についてお伺いします。歳入のほうで1,000万円ちょっと、それが積み立てとして入っているわけですが、それでふるさと納税の謝礼ということで672万円、その下にある手数料の208万8,000円、これもふるさと納税にかかわるものなのか、まず。

それと、歳入と歳出がタイムラグというか、入ってくるのと出ていくので違うとすれば、単純にその入ってきた金額から出ていった金額を引いたものが入ると思っていいのかどうか、まずその確認をします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

まず、今回ふるさと納税について補正をさせていただきました。現在の当初予算で、寄附金の収入としましては980万円を計上させていただいておりますが、現時点での見込みとして約2,000万円を超えるのではないかとということで、今回歳入のほうで1,063万5,000円を補正させていただきました。あわせまして、歳出のほうにつきましては、ふるさと納税の謝礼ということで、報償費の中で、こちらについては基本、大体平均というようなことで約4割というようなことの謝礼ということで見込みをさせていただきまして、今回の全体の見込み額に合わせまして672万円を補正させていただいております。

また、役務費の手数料におきましては、収納代行とあと送付まで一切の部分についてサイネ

ックスという会社に業務をお願いしております。その手数料が15%になります。

あと、そのほかに若干でございますが、カードを利用して決済をされる場合、JCBですかVISAカード等について、JCBが1.8%、VISAカードの場合は1.2%というような形で手数料ということがかかりますので、そういったものを含めまして手数料として200万円を、当初の差額として200万円を補正させていただいたというようなところでございます。

議員おっしゃるように、歳入として入ってから実際報償費、謝礼を出してそれを町で精算するまでについては大体二、三カ月のタイムラグが出てくるというような形になります。ですので、前の年度の部分、一応謝礼等の支払いにつきましては4月から3月に請求をいただいたものというようなことでしておりますし、歳入については出納整理期間の6月までに入ってきたものというようなことでしておりますので、タイムラグが出てきているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） それで、先ほど謝礼ということで40%ぐらいというお話をいただきました。インターネットで調べますと、サイネックスのCityDO!というんですかね、こちらは町で提携というか契約しているというのは以前にもお伺いしていましたし、わかっておりました。それ以外に、ふるさと納税サイトふるさとチョイス、株式会社トラストバンク、さらにふるふる株式会社ユーザーファーストというところにも、加美町のふるさと納税の状況が出ます。このサイネックス以外のところとはどのような関係になっているか、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今、ふるさと納税を検索しますと、一番多く出てきますのがふるさとチョイスということになるかと思えます。そちらについては、サイネックスを通じましてふるさとチョイスポータルサイトという形で情報を1カ所に集めて、そこからそれぞれのサイトに流れていくというような形のイメージになっていますので、そこからサイネックスを通じてふるさとチョイスに上げていただくような形で、手数料分もそういった形で含まれているということでございます。そういった流れになっているということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 最後、その中でモンベルクラブポイントバウチャーというのがありまし

て、加美町を含めて4つの市町村がありました。それで、加美町の場合は3万円で1万5,000ポイント、もう一つは1万円で5,000ポイントということで、どちらも現在受け付け停止中であるということで数量限定のセット数を書いてありました。この辺が1点と、もう一つなんですが、長野県の小谷村というところは5万円で1万5,000ポイント、つまり30%に抑えております。国のほうから30%というお話というかそういう方針もあるんですが、加美町はその辺いかが考えていますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

メンバーのバウチャーポイントにつきましては、今議員おっしゃるとおり、今のところ制限をかけている状態でございます。月に返礼割合、返礼品、返礼ポイントとして200万円というラインに達した時点で一回休むという形にしております。それで、返礼をそのままずっといくと限りなくという部分もありますので、ちょっと一回模様を見ながら、今のところは始まったばかりですので、ちょっとそういう対応をさせていただいているというようなところでございます。

あと、ほかのモンベルポイントの状況でございますが、お話しのとおり、今4つの自治体が出てくるというようなことでございます。先ほどお話があったように、総務省からいろいろ、このポイントについて4月にいろんな指摘を受けております。そういった中で小谷村のように3割に変更したというようなところもあるようでございます。ただ、ほかの自治体もまだ2分の1というようにしている状況にもあるようでございます。

最近の状況でございますが、新しくなりました野田総務大臣のご発言がありますと、一律の考え方ではなく自治体の考え方に任せていいのではないかというような報道も出ているというような状況もございます。ただ、明確には総務省から4月以降、正式な通知という形では来ておりませんが、そういったこともありますので、状況を見ながら、他自治体等の状況等も見ながら検討していきたいというようなことで思っておるところでございます。

なお、先ほどJCBカードのほうが1.8%と申し上げましたが、1.9%でございましたので訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 2点だけ。

11ページの住民バス運行委託料が補正されていますが、なぜ今こういった補正なのかという

説明をお願いします。

それから、12ページのまちづくり推進費ですが、ささやかな補正がありますが、私はこれは協働のまちづくりの指標と捉えているわけなんです、この内容について伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長です。お答えさせていただきます。

11ページの企画費、住民バス運行委託料271万円でございます。これは当初、住民バスの積算をするに当たりまして、前年度の実績に基づきまして予算のほうを見積もりを立てたわけでございますけれども、その際運行時間をもとに積算をして予算要求をしたと。ところが、契約する時点になりまして業者さんといろいろお話し合いを持ったわけでございますけれども、実際の運行時間だけでは足りませんと、ちょっと難しいですと。やはり待機時間といったものもそこで計上してもらわないと、なかなか契約はできないということになりまして、契約する時点で再度設計を見直しをしたと。その結果、この委託料が不足いたしましたので、一部、普通、年を通しての契約になるわけでございますけれども、1社のみちょっと予算が足りなかったものですから、前期分の契約をさせていただきます、今回補正をもって後期、1年を通しての契約にしたいということで、不足する271万円を補正増させていただいたというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

町民提案型事業、23万円の補正でございます。まず、子ども枠です。提出予定の新規提案1件分10万円と、既に採択をしている2団体の補助金変更額13万円を合わせた23万円が今回の補正ということになっております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） どういう団体なのか、聞くところによると、すごい若者たちがいろんなまちづくり推進、町民提案型事業に応募したという話も聞いておりますので、どういった団体だったのかお知らせください。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

まず、子ども枠の新設分につきましては、宮崎中学校で実施予定の新規事業ということになります。

2団体における補正増につきましては、まず1件目、加美商工会青年部で行っている事業におきまして、動画作成委託料、その分が5万円増となるという連絡が来ております。

それと、古代都市を考える会で実施しております事業におきまして、発掘いたしましたその遺物といいますか、発掘したものを保管するケース、その分が8万円かかるということで、その分の補正ということになっております。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） すごく、先日視察したところも若者議会というとても若い人たちがまちづくりに関与してきているというふうな動向もありますので、私は宮崎中学校関連の団体が応募してきているのはとてもすばらしいと思っています。こういったことをどんだん町に発信して行って、多くの若者がまちづくりに関与できるような方策を考えていっていただきたいと思っています。答弁は、あったらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

昨年度において、町民提案型事業で、中新田高校、それと宮崎中学校の提案が昨年ありました。今年度におきましても、いろいろ声がけをいたしまして、再度中新田高校、それと宮崎中学校から提案をいただくことになっておりますので、その辺町内で広く周知をいたしまして、次年度からでもより多く提案をいただけるよう努めていきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号平成29年度加美町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号平成29年度加美町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。きのうの分も含めまして、午後12時30分まで。（「1時半」の声あり）1時です。失礼しました。12時半は過ぎております。

午後1時30分まで昼食のため休憩といたします。

午後0時33分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第72号 平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第7、議案第72号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第72号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ4,471万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億6,711万円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金として4,394万9,000円増などであります。

歳出については、諸支出金で前年度国保療養給付費等負担金返還金922万5,000円増のほか、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番三浦英典君。

○8番（三浦英典君） これについては、922万5,000円ということでマイナス計上になりますが、この全体的な流れの中で国民健康保険がダウンしてくると。片方、後期高齢者がどんどん伸びてくると。この辺の総体的な流れの中で、この辺をどのように捉えているのか、ちょっと全体的な見通しについて感想をお聞きしたいと思っています。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田守義君） 保健福祉課長、お答えいたします。

決算の中にも出てくるかと思えますけれども、数字的なところはちょっとまだ準備していませんけれども、傾向的には、やはり保険者数につきましては下がっているというような中で、どんどん医療費が上がってくる状況でございます。団塊の方が後期高齢に移行する2025年につきましては、医療費がかなり、後期高齢も含めて上がってくるようにこちらでは把握してござ

います。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦英典君。

○8番（三浦英典君） この辺、財源不足といえますか、一般会計から繰り出しをしている状況なんですけど、町長、この辺の見解、ひとつご意見をいただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この国民健康保険については、今答弁があったように被保険者数が減っていているということです。それで、現在は各市町村ごとの会計になっておりますが、現在、都道府県化に移行する準備を進めております。ですから、数年後には各市町ではなく県で一本で実施していくということになるかと思っております。そういったことを通して、今よりも安定的な運営というものがなされていくんだろうと思っております。

一方で、平成28年度でしょうか。医療費というものが、この国民健康保険に関する医療費が23億円だったと思っておりますが、実は町税と余り変わらないということなんです。ですから、このやっぱり医療費の抑制というものに取り組んでいかなければならない。まさにこの総合計画の中にあります里山経済の次に健幸社会と。健康で健やかで幸せにという、やはりこういった社会を実現するために、この健康寿命を延ばすための施策というものをこれまで以上に取り組んでいく必要があるんだろうというふうに認識をしているところでございます。

失礼しました。都道府県化は平成30年度から移行いたします。県のほうに移行いたします。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第73号 平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第8、議案第73号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第73号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ155万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,555万8,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金155万8,000円を増額し、歳出については、一般会計繰出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第9、議案第74号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第74号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ8,927万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億4,527万5,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金として8,200万5,000円増などであります。

歳出については諸支出金において前年度介護給付費負担金返還金3,051万1,000円増などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第10、議案第75号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第75号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,354万6,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金として109万6,000円増などであります。

歳出については職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第76号 平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算
（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第11、議案第76号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第76号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ657万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金57万6,000円を増額し、歳出については予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第77号 平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第12、議案第77号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第77号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ419万4,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金19万2,000円を増額し、歳出については予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第78号 平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第13、議案第78号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第78号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ97万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ397万3,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金97万3,000円を増額し、歳出については予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） ほぼ毎年、今ごろの時期というか補正だと、繰り越しとあと予備費ということで同じような数字がずっと繰り返されているような気がするんですが、それぞれ南と北の利用状況というか、それが今どのような状況になっていますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

昨年度、平成28年度の年間の利用状況でございますが、西町駐車場のほうが1万5,883台、南町駐車場のほうが5,999台となっております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） ありがとうございます。これは平成28年の実績ということなんです、

この何年間にわたる推移というか、今データありますか。いきなり聞いて申しわけないんですけども、例えば二、三年前からちょっと減っているとか少なくなっているとか、その南と北の分析というか、そういう状況はわかりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

今、データをちょっと持っておりませんので、後ほどご報告したいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 申しわけないです。今、この駐車場に関しても、全て借金も払い終わっているというような状況で、幾らか使ってもらった分はプラスに転じるというような状況だとは思いますが、たまたま北のほうです。新しく機械を導入した後にすぐ、どなたかがせっかくなつくた柵をお壊しになっているという状況がありまして、それがいまだに修理されていない状況なんですけれども、そこら辺に関しては手はずというか、今後の、そのお壊しになられたものを修理されるような、そういった計画等々はありますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

トイレ側のほうですね。歩行者の方が歩くところと、車が歩くところの間にパイプの柵がございます。その部分が多少衝突されて曲がっているという状況でございます。こちらとしましては、余り支障がなかったのも今の状態でもう少し大丈夫なのかなということで考えております。現在もその考え方にはまだ変わりはないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第79号 平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第14、議案第79号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第79号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,659万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億259万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金2,659万6,000円を増額し、歳出については施設管理費として中新田浄化センター修繕工事777万6,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 施設管理費の今お話しいただいた工事請負費、中新田浄化センターの汚泥引き抜きポンプ修繕工事777万6,000円と、その次の小野田浄化センターの変圧器及び交流器交換工事ということで202万円出ていますけれども、どちらもどのぐらい使ったのかといいますか、その交換する期間。実際に使った期間と、あと法定といいますか通常どのぐらいで交換するという事になっているか。その点お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 上下水道課長です。

まず、2点目の変圧器、交流器の交換工事でございますが、これは電気保安協会による指摘事項により工事を行うものでございまして、建設当時の機械がまだありましたので、その更新をするようにということで指摘があったもので、耐用年数を相当過ぎまして、25年以上たっておりますので交換工事を行うものでございます。

1点目の汚泥引き抜きポンプ修繕工事ですが、こちらも同じく建設当時の機器を使っておりましたが、オイルの交換なり、あとベアリングの交換なりを続けてまいりましたけれども、

部品もそろそろ補充がきかなくなっている状況でございますので、新規にポンプを交換するものがございます。

ただ、この工事に当たっては汚泥処理に支障が起きないように、運転をとめずに交互のモーター一運転、ポンプ運転を施し、業務を完了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 当初からという、実質何年になるんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 中新田浄化センターの建設が平成4年だと思っておりますけれども、その期間、本年度までの25年間でございます。

小野田浄化センターについては、申しわけございません。後ほど答弁させていただきます。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

予算要求の資料を見ておりました。1993年製で、保安協会が推奨している期間が15年ございまして、それをもう9年経過しているということでございますので、24年間使っているという状況でございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第80号 平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第15、議案第80号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第80号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ481万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,681万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金481万7,000円を増額し、歳出については浄化槽管理費の増額及び職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 歳出の一番最初の浄化槽管理費、今修繕費50万円ということなんですが、これは公設浄化槽の修繕費と考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 上下水道課長です。

この補正額につきましては、各家庭で浄化槽を設置していただいた折の浄化槽本体の町の管理分の修繕料となっております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） ちょっと勉強不足であれなんですが、条例を見てもよくわからなかったんですが、町の要するに公設浄化槽を埋めて耐用年数が来たり破損等が起きた場合には、その修繕というのは町でどのような規定で行うのか、その辺もし今わかればお願いしたいんですが。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 規定に沿っての修繕工事というようなものは特別に制定されておきませんが、法定点検を受けるというような形の規定がございまして、それらに関する放流水の数値が規定に合わない場合に関しての指摘事項に伴いまして、施設を点検し、ふぐあいを見つけるというような修繕の方法もありますし、一番には浄化槽に好気性分解の装置がございまして、そこに送風するモーターが一番の故障の原因に考えられます。それで、加美衛生公社

が年間の検査を委託しておりますので、その検査の都度、ふぐあいのものについての交換工事を行っているものでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 下水道も耐用年数ということでインフラのところであるんですけども、この公共浄化槽ですね、要するに。浄化槽もある程度耐用年数といいますか、何年たったら交換、もしくはいろんな条件で亀裂が入ったりとかそういったことも出てくるかとは思いますが、その辺の取り決めというか基準、そういったものというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 上下水道課長です。

議員おっしゃられた耐用年数につきましては、今正確な数字は持っておりませんが、平成28年度まで、公設として認められた620基浄化槽を管理してございますが、それらの浄化槽本体につきましては3.11の地震の際の被害がありまして、それを大規模に修繕した経緯がございますが、いまだ本体の浄化槽を大規模に修繕、あと工事したというような実績は持っていません。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第81号 平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第16、議案第81号平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第1

号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 議案第81号平成29年度加美町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的支出において、配水及び給水費の増額及び職員人件費等の整理に伴い、40万2,000円を減額し、予備費を増額するものであります。

また、資本的支出については、水道施設更新工事として653万円を増額し、支出総額を1億7,311万円とするものであります。

今回の補正により、過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を653万円増額し、1億2,924万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番(木村哲夫君) たびたびで申しわけありません。

84ページの今説明をいただきました工事請負費、多田川圧力調整弁更新工事、それと水道施設伝送装置更新工事。これも同じく更新ということで、何年をめどになのか、その内容をお願いします。

○議長(早坂伊佐雄君) 上下水道課長。

○上下水道課長(和田幸蔵君) 上下水道課長です。

多田川圧力調整弁更新工事につきましては、こちらにつきましては昨年度よりふぐあいが生じてありまして、このたび調整弁の更新を行うものでございます。

水道施設伝送装置更新工事でございますが、こちらにつきましては中新田浄化センターに中央監視システムの制御盤がございます。これらは配水池及びポンプ場をつないでいるものでございまして、これらのNTT回線のシステムの更新でございまして、本年度につきましては青木原配水池、菜切谷ポンプ場、麓ポンプ場の通信システムを行うもので、随時、来年、再来年度と更新していくものでございます。

以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) 木村哲夫君。

○7番(木村哲夫君) 水道のほうはわかりました。

多田川のほうの昨年度からふぐあいということで、これは何年ぐらい使ったものなんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 今、資料が手元にございませんで、後ほど回答させていただきます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） ついでにもう1点、新しくした場合に、この弁というのは何年ぐらいもつということになっているのか、その辺も含めて後で回答をお願いできれば。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 承知いたしました。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、商工観光課長より答弁漏れについて発言の申し出があります。これを許可いたします。商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

先ほど、町営駐車場会計の補正のときに、駐車台数についてご質問をいただきました。資料が届きましたのでお答えさせていただきます。

過去5年間の推移ということで、2つの駐車場を合わせまして、平成24年度が2万2,871台、先ほど平成28年度につきましては2万1,882台ということでお話をさせていただきました。その中で、平成25年、平成26年は2万1,000台ほど、あと平成27年度は2万2,600台ほどということで、明らかに下がってきている傾向があるとか、ふえている傾向があるということではなく、その年々によりまして大体1割前後の変動があるということのようでございます。

このことから見ますと、地域の方々が商店街の駐車場として活用していただいているというふうなものでありまして、今後もこのような形が推移をしていくというように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 済みません、特別にお許しをいただきました。

ただいま質問に対してのデータというか数字の分析等々でお考えなりなんなりは理解できました。

それで今、先ほど申し上げましたんですが、破損した、要するに歩道を分離する金属の枠なんですけれども、今後やっぱり町にいろんなお客様をお迎えしようとか、交流人口がどうだと言っているときに、壊れたままのああいう施設というのは、非常にみすぼらしいというか、余り見いいものではないので、大した金額でもないと思いますので、ぜひ早急にきれいにしていただいて、町に買い物に来られるお客様なりなんなりが、見ため的にもなるほどなというような手はずを、小さいところから1つずつこつこつとお換えいただきたいと思うのであります。これに関しては、先ほども、今すぐは回答はないということでしたが、ぜひお考えいただくということで善処していただくようお願い申し上げ、意見とさせていただきます。回答は要りませんので、現実にきれいになることを期待しております。

○議長（早坂伊佐雄君） 暫時休憩いたします。午後2時30分まで休憩とします。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ再開します。

ここで上下水道課長より答弁漏れについて発言の申し出があります。これを許可いたします。上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 上下水道課長です。

では、最初に68ページの小野田浄化センターの管理費の中の変圧器及び交流器交換工事につきましては、補足の説明ということで企画財政課長よりお話がありましたので省略させていただきます。

補正予算書77ページ、浄化槽管理費の需用費の中でご質問ありました件に答弁させていただきます。

公設浄化槽の耐用年数につきましては、28年間を設定しております。なお、公設浄化槽につきましては、加美町は合併後の平成17年から事業を開始しております。

また、あわせて申し上げますと、その浄化槽に空気を送り込むブローという装置がございますけれども、こちらの耐用年数は10年としております。

あと、補正予算書83ページ、修繕費の中のご質問でございましたが、圧力調整弁につきましては耐用年数は30年としておりますが、今回交換する対象の弁につきましては20年でふぐあいを生じたものでございます。ですので、それを新しく交換しますと、先ほど申しましたが、耐用年数は30年になるものということで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第17、認定第1号平成28年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第2号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第3号平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第4号平成28年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第5号平成28年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第6号平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第7号平成28年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第8号平成28年度加美町宮駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第9号平成28年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第10号平成28年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第11号平成28年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上11件はいずれも平成28年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしといたします。よって、日程第17、認定第1号平成28年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、認定第11号平成28年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第17 認定第1号 平成28年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第2号 平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について

- 日程第19 認定第3号 平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 平成28年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成28年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第7号 平成28年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第8号 平成28年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第9号 平成28年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第10号 平成28年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第11号 平成28年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第17、認定第1号から日程第27、認定第11号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 認定第1号から認定第11号までについてご説明申し上げます。

認定第1号平成28年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号平成28年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの11件につきまして、別冊各種会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに監査委員の意見書を添えて、決算の認定をお願いいたすものであります。

詳細につきましては会計管理者及び上下水道課長からご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（小川哲夫君） 会計管理者でございます。

一般会計及び9つの特別会計の平成28年度歳入歳出決算額についてご報告申し上げます。

初めに、決算認定に付する関係書類でございますが、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2項の規定により調製しました歳入歳出事項別決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございます。様式につきましては地方自治法施行規則第16条及び第16条の2の規定に基づいて調製しております。

それでは、1ページをお開き願います。

平成28年度加美町一般会計歳入歳出決算書。

歳入の款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順でご報告いたします。なお、項の欄及び予算現額と収入済額との比較欄につきましては、省略させていただきます。

1 款町税、予算現額25億7,238万9,000円、調定額26億9,777万6,741円、収入済額26億4,503万2,565円、不納欠損額570万5,458円、収入未済額4,703万8,718円。

2 款地方譲与税、1億8,700万1,000円、調定額、収入済額ともに1億9,446万円、1欄飛びゼロ円。

3 款利子割交付金、予算現額100万円、調定額、収入済額ともに164万4,000円、1欄飛びゼロ円。

4 款配当割交付金、予算現額800万円、調定額、収入済額ともに473万5,000円、1欄飛びゼロ円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算現額400万円、調定額、収入済額ともに271万2,000円、1欄飛びゼロ円。

6 款地方消費税交付金、予算現額、調定額、収入済額全て4億2,083万6,000円、1欄飛びゼロ円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、400万円、調定額、収入済額ともに447万123円、1欄飛びゼロ円。

8 款自動車取得税交付金、予算現額4,000万円、調定額、収入済額ともに4,622万円、1欄飛びゼロ円。

9 款地方特例交付金、予算現額700万円、調定額、収入済額ともに796万8,000円、1欄飛びゼロ円。

2ページ、お開き願います。

10 款地方交付税、予算現額、調定額、収入済額ともに58億2,191万5,000円、1欄飛びゼロ円。

11款交通安全対策特別交付金、450万円、調定額、収入済額ともに377万5,000円、1欄飛びゼロ円。

12款分担金及び負担金、6,134万2,000円、5,832万7,859円、5,641万2,819円、1欄飛び191万5,040円。

13款使用料及び手数料、1億6,388万円、2億619万9,537円、1億6,174万287円、306万200円、4,139万9,050円。

14款国庫支出金、10億8,653万6,000円、調定額、収入済額ともに9億1,737万2,318円、1欄飛びゼロ円。

15款県支出金、8億8,709万9,000円、調定額、収入済額ともに8億5,739万9,544円、1欄飛びゼロ円。

16款財産収入、1億9,230万円、2億800万4,778円、2億767万7,568円、1欄飛び32万7,210円。

17款寄附金、1,210万1,000円、調定額、収入済額ともに1,629万6円、1欄飛びゼロ円。

18款繰入金、6億3,159万9,000円、調定額、収入済額ともに6億3,067万3,648円、1欄飛びゼロ円。

3ページをお願いします。

19款繰越金、5億7,665万3,000円、調定額、収入済額ともに5億7,665万3,160円、1欄飛びゼロ円。

20款諸収入、1億6,067万9,000円、1億6,037万8,691円、1億5,591万9,200円、1欄飛び445万9,491円。

21款町債、22億4,660万円、調定額、収入済額ともに20億3,980万円、1欄飛びゼロ円。

歳入合計、予算現額150億8,943万円、調定額148億7,761万1,405円、収入済額147億7,370万6,238円、不納欠損額876万5,658円、収入未済額9,513万9,509円です。

続きまして、歳出をご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で説明いたします。なお、項の欄及び予算現額と支出済額との比較欄については省略させていただきます。

1款議会費、予算現額1億4,827万4,000円、支出済額1億4,535万9,997円、翌年度繰越額なし、不用額291万4,003円。

2款総務費、20億2,075万6,000円、19億6,539万2,197円、192万円、5,344万3,803円。

3 款民生費、34億1,857万6,000円、32億8,755万598円、7,860万6,000円、5,241万9,402円。
4 款衛生費、9 億2,171万5,000円、8 億9,678万7,999円、1 欄飛び2,492万7,001円。
5 款労働費、818万9,000円、778万2,017円、1 欄飛び40万6,983円。
6 款農林水産業費、6 億6,396万5,000円、6 億3,935万9,955円、491万4,000円、1,969万
1,045円。

7 款商工費、6 億2,501万4,000円、5 億4,799万5,705円、6,844万1,000円、857万7,295円。
8 款土木費、15億8,410万2,000円、13億5,753万5,499円、1 億8,403万2,000円、4,253万
4,501円。

5 ページ、お願いいたします。

9 款消防費、4 億6,635万9,000円、4 億4,963万1,465円、1 欄飛び1,672万7,535円。
10 款教育費、18億3,009万8,000円、17億5,900万2,078円、1 欄飛び7,109万5,922円。
11 款災害復旧費、3 億310万7,000円、2 億6,997万3,736円、1,901万3,000円、1,412万264円。
12 款公債費、24億8,396万1,000円、24億8,285万6,906円、1 欄飛び110万4,094円。
13 款予備費、6 億1,531万4,000円、2 欄飛び6 億1,531万4,000円。
歳出合計、予算現額150億8,943万円、支出済額138億922万8,152円、翌年度繰越額 3 億5,692
万6,000円、不用額 9 億2,327万5,848円。

6 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額、9 億6,447万8,086円、うち基金繰入額 4 億7,000万円であります。

平成29年 9 月13日提出、加美町長猪股洋文。

一般会計の実質収支に関する調書につきましては報告を省略させていただきます。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、国民健康保険事業等 9 つの特別会計についてご報告いたします。

なお、特別会計につきましては、実質収支に関する調書のみの報告とさせていただきますので
ご了解願います。

249ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額27億4,108万3,000円、2、歳出総額25億9,664万2,000円、3、歳入歳出差引額
1 億4,444万1,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額 1 億4,444万1,000
円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の 2 の規定による基金繰入額8,000万円。

261ページをお開き願います。

後期高齢者医療費特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額2億4,295万8,000円、2、歳出総額2億3,826万7,000円、3、歳入歳出差引額469万1,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額469万1,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

286ページをお開き願います。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額28億8,389万5,000円、2、歳出総額27億8,236万4,000円、3、歳入歳出差引額1億153万1,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額1億153万1,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

293ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1,222万1,000円、2、歳出総額1,075万2,000円、3、歳入歳出差引額146万9,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額146万9,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

301ページをお開き願います。

加美郡介護認定審査会特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額695万7,000円、2、歳出総額473万4,000円、3、歳入歳出差引額222万3,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額222万3,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

309ページをお開き願います。

霊園事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額827万8,000円、2、歳出総額660万3,000円、3、歳入歳出差引額167万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額167万5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

317ページをお開き願います。

町営駐車場事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額367万5,000円、2、歳出総額237万5,000円、3、歳入歳出差引額130万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額130万円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

335ページをお開き願います。

下水道事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額16億4,147万2,000円、2、歳出総額16億46万8,000円、3、歳入歳出差引額4,100万4,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額10万5,000円、5、実質収支額4,089万9,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

346ページをお開き願います。

浄化槽事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億325万3,000円、2、歳出総額9,210万6,000円、3、歳入歳出差引額1,114万7,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額1,114万7,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上、9つの特別会計の決算額等は以上でございます。

次に財産に関する調書につきましては、次の347ページから364ページにかけて、公有財産、物品、基金の区分で決算年度中の増減高と決算年度末現在高について記載しておりますが、詳細については省略させていただきます。

以上、私からの説明を終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 上下水道課長です。

平成28年度加美町水道事業会計歳入歳出決算について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

365ページをお開き願います。

平成28年度加美町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、当初予算額5億4,800万円、補正予算額2,041万8,000円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出に係る財源充当額ゼロ円、予算額合計は5億6,841万8,000円、決算額は5億6,019万8,459円です。決算額のうち仮受消費税は3,625万46円です。

支出。

第1款水道事業費用、当初予算額5億4,800万円、補正予算額2,041万8,000円、予備費支出額ゼロ円、流用増減額ゼロ円、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額ゼロ円、小計5億6,841万8,000円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額ゼロ円、予算額合計は

5億6,841万8,000円、決算額は5億3,303万7,044円です。地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額ゼロ円、決算額のうち仮払消費税は2,476万143円です。

366ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、当初予算額464万8,000円、補正予算額24万1,000円、小計489万円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額ゼロ円、継続費通次繰越額に係る財源充当額ゼロ円、予算額合計は489万円、決算額489万円です。

支出。

第1款資本的支出、当初予算額2億8,106万円、補正予算額8,000万円の減、流用増減額ゼロ円、小計2億106万円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額ゼロ円、継続費通次繰越額ゼロ円、予算額合計は2億106万円、決算額は1億8,899万8,615円です。翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条の規定による繰越額はゼロ円、継続費通次繰越額はゼロ円、合計ゼロ円です。決算額のうち仮払消費税の額は962万5,168円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,410万8,615円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,448万3,447円、減債積立金3,000万円、建設改良積立金2,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額962万5,168円で補填いたしました。

以上であります。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇の上、報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員の小山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審査意見書につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付されました平成28年度加美町一般会計・特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況を示す書類について審査を行い、9月7日、町長へ審査意見書を提出いたしました。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、平成28年度加美町一般会計及び加美町国民健康保険事業特別会計ほか8つの特別会計の歳入歳出決算と財産に関する調書です。

審査の期間は平成29年7月14日から8月10日まで行いました。審査の手続はここに記載のとおりの方法で実施いたしております。

2ページをお開きください。

審査の結果は、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証書類等照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、また、予算の執行及び関連する事務処理もおおむね適正に行われているものと認められました。基金の運用状況を示す書類の計数は関係帳簿等照合した結果、誤りのないものと認められ、また、基金の運用状況も妥当であると認められました。

次に、決算の総括に入らせていただきます。

平成28年度の一般会計、特別会計の決算規模は、歳入総額224億1,749万8,895円、うち一般会計が147億7,370万6,238円、特別会計は76億4,379万2,657円です。歳出総額は211億4,354万665円、うち一般会計は138億922万8,152円、特別会計は73億3,431万2,513円で、差引残額12億7,395万8,230円、うち一般会計は9億6,447万8,086円、特別会計が3億948万144円となっております。

会計ごとの決算収支の状況は、3ページの表1をごらんください。

一般会計の決算は、翌年度へ繰り越すべき財源2,674万9,000円を差し引いた実質収支は9億3,772万9,000円、特別会計の決算総額では、翌年度へ繰り越すべき財源10万5,000円を差し引いた実質収支は3億937万6,000円となり、いずれも黒字決算となっております。

表の2は決算規模を前年度と比較したものです。一般会計の歳入では4.2%、歳出では3.7%、それぞれ減少し、特別会計の歳入では5.5%、歳出では5.8%それぞれ増加しております。

6ページをお開き願います。

表の6は主要財務比率の年度別推移をあらわしております。平成28年度は財政力指数0.327、実質公債費比率7.5%と、前年度より改善されておりますが、経常収支比率は88.3%と近年増加傾向にあります。

町債の状況は表7に示してあります。一般会計と特別会計の平成28年度末現在高は208億7,466万1,000円、前年度末現在高より4億6,331万円、2.2%減少しております。なお、平成28年度末現在高のうち、149億4,404万8,000円が地方交付税で算入されます。

8ページからは一般会計、19ページからは特別会計の決算状況でございますが、詳細につきましては割愛させていただきますことをご了承賜りたいと思います。

一般会計におきましては、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額9億3,772万8,766円のうち4億7,000万円を財政調整基金へ繰り入れますと翌年度への繰越額は4億6,772万8,766円となります。

表10の決算状況の下段をごらんください。収入未済額は前年度より2,791万7,235円減の9,513万9,509円で、不納欠損額は前年度より576万8,464円減の876万5,658円となっております。

10ページの表12をごらんください。町税におけます収入済額は26億4,503万2,565円、不納欠損額は570万5,458円、収入未済額は4,703万8,713円となっております。

次のページの住宅使用料の収入状況であります。収入済額は7,587万3,550円、不納欠損額は306万200円、収入未済額は3,909万2,100円となっております。

表14の1の歳出決算状況をごらんください。

支出済額は138億922万8,152円、執行率91.5%で、翌年度繰越額は3億5,692万6,000円となっております。

18ページをお開きください。

11款の災害復旧費においては、支出済額は2億6,997万3,736円で、前年度より7,999万6,507円増加しております。この増加の要因は、主に平成27年9月に発生しました関東・東北豪雨によります災害復旧事業が、平成28年度に繰り越しして実施されたもので、農林水産施設災害復旧工事によるものであります。そのうちの1,901万3,000円は事故繰越されております。執行率は89.1%となっております。

19ページからは特別会計の決算状況になります。

表30の歳出では、翌年度繰越額の6,523万円は、下水道事業特別会計におきまして中新田浄化センター水処理施設増設工事委託料の3,000万円と公共下水道雨水管渠工事請負費の3,523万円が明許繰り越しされたものです。

20ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計におきまして、実質収支額1億4,444万505円のうち、地方自治法第233条の2の規定によります国民健康保険事業財政調整基金繰入額は8,000万円で、翌年度繰越額は6,444万505円となっております。

国民健康保険税の収納状況は、表33をごらんください。

収入済額は6億8,427万9,752円、不納欠損額は571万4,850円、収入未済額は5,411万9,037円、収納率92.0%となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、22ページの表36をごらんください。

収入済額は1億5,191万8,700円、不納欠損額が127万2,300円、収入未済額は193万3,200円で、収入率は97.9%となっております。

介護保険料につきましては、次のページの表39をごらんください。

収入済額4億9,677万6,205円、収入未済額は3,729万9,150円です。なお、不納欠損額は373万4,800円で、前年度より278万8,965円増加し、また収入未済額も増加傾向にあります。

次に、公有財産について申し上げます。33ページをお開き願います。

土地及び建物では、当年度末現在高が、土地が1億1,861万8,412平方メートル、建物は20万8,394平方メートルとなっております。土地では、宮崎地区商店街活性化拠点施設用地、また下原地区定住促進宅地造成用地を取得する一方、広原スマイルタウン宅地分譲や加美よつば農業協同組合自動車整備工場及び給油所用地等の売り払いを行っております。

次のページの表65で示しました有価証券・出資による権利の増減はございませんが、中新田振興公社、葉菜振興公社及び陶芸の里宮崎振興公社の合併により、それぞれの出資を株式会社加美町振興公社へ引き継いでおります。また、町の車の車両保有台数は259台でした。

基金につきましては、当年度中に3,234万1,140円増額され、75億8,881万2,218円となっております。財政調整基金は、前年度決算剰余積立額が5億円、利子相当額3,898万1,000円を積み立てしてはいましたが、5億円を取り崩しております。また、当年度新たに農業振興基金につきまして1,000万円を予算積み立てしております。なお、当年度中、放牧場設置基金は廃止されております。

結びに、1) 本年度の決算状況についてでございますが、一般会計と特別会計を合わせた総決算額は、歳入224億1,750万円、歳出総額211億4,354万円で、決算収支は12億7,396万円の黒字、実質収支も12億4,710万円の黒字となっておりますが、前年度実質収支額を控除しました実質単年度収支におきましては、5億7,352万円の赤字となっております。

一般会計の決算状況を見ますと、歳入147億7,371万円、歳出138億923万円で、前年度に比べ歳入は4.2%、歳出は3.7%と、どちらも減となっております。決算収支は9億6,448万円の黒字、実質収支も9億3,773万円の黒字となっております。なお、財政調整基金へ3,898万円を積み立てたものの、5億円を取り崩したことによりまして、前年度実質収支額を控除した実質単年度収支は5億1,316万円の赤字となっております。

前年度と比較した歳入の4.2%の減少は、地方消費税交付金で5,576万円、地方交付税で3億9,561万円、6.4%となっておりますが、県支出金では3億7,753万円、諸収入で3億21万円、町債で2,570万円などが減額したことによります。一方、町税では7,095万円、国庫支出金では

8,647万円、財産収入で6,948万円、繰入金で2億3,440万円、繰越金で7,810万円などが増加しております。

歳出の3.7%の減少は、農林水産業費で4億3,676万円、土木費で1億6,083万円、教育費で1億346万円、公債費で1億8,336万円などが減収をしたことによります。一方、民生費で2億2,356万円、商工費で1億2,883万円、災害復旧費では8,000万円が増加しております。

普通会計におけます歳入の構成を見ますと、一般財源は76.8%で、前年度より1ポイントの増、自主財源は31.8%で前年度より2.4ポイントの増となっております。歳出の構成では、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費は41.4%で前年度より1.5ポイント上昇し、逆に投資的経費は13.2%と前年度より1.0ポイント低下しております。

2) 町税等の徴収状況及び使用料の収入状況でございますが、町税全体で収納率は前年度より1.0ポイント上昇し98.0%、国民健康保険税も3.6ポイント上昇し92.0%となっております。向上の要因は、宮城県地方税滞納整理機構との連携や主管課におけます適切な対応によるものであり、滞納整理の充実強化や収納努力は評価するものであります。

住宅使用料の収納率は64.3%で、前年度より0.3ポイント低下し、依然として低率であり、滞納繰越分についても収入済額、収納率ともに低下しておりますことから、徴収体制の見直し及び徴収業務の改善が求められるところであります。

なお、不納欠損額は、町税で570万5,000円、国民健康保険税で571万5,000円、住宅使用料で306万円、後期高齢者医療保険料では127万2,000円、介護保険料で373万5,000円、下水道使用料で37万7,000円となっております。主たる要因は、時効かつ所在不明、死亡等によるもので、いずれもやむを得ないものと判断したものであります。

3) 総評。平成28年度は、普通会計の歳入総額は前年度より4.5%減少しています。減少の要因は、地方交付税の減額、補助事業の終了に伴う県支出金額の減額、東京電力原発事故損害賠償金の減額などの諸収入等が大きく減額したことによります。なお、地方交付税は、普通交付税が一本算定に切りかわったことによりまして段階的に減少したことと、特別交付税の減額によりまして6.4%減少しております。

一方、町税は給与所得が前年度より2.7ポイントふえたことによりまして、町民税、固定資産税等の収入が増加し、全体で2.9%の増となっております。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費は、扶助費が増加していますが、人件費及び公債費が減少し、0.4%の減となっております。投資的経費は、平成27年度の災害復旧事業等の繰越分が増加しておりますが、公共放牧場整備事業等が終了したことによりまして、前年度より

11.2%の減となっております。

平成28年度の主要財務比率は確実に改善されており、良好な値となっております。また、財政調整基金等の積立金の現在高も前年度に引き続き増加し、将来負担比率も改善されてきておりますが、経常収支比率は扶助費や物件費等の伸びに対し普通交付税の減少が影響し数値が悪化しておりますので、財政の硬直化を招かないためにも経常経費の削減を推進し、継続して行財政改革に取り組む必要があると思われま

4) まとめ。平成28年度は、第2次加美町総合計画に掲げた重点プロジェクトである里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現を加速させるための加美町まち・ひと・しごと総合戦略等が着実に推進され、善意と資源とお金が循環する人と自然に優しいまちづくりに向けた各事業の成果が出始めるなど、新たな町政推進が図られた年度でもありました。

町の財政は地方交付税が一本算定に切りかわり、段階的に減少しております。また、人口減少や少子高齢化に伴う税収等の減少が見込まれるなど、今後の行財政運営における一般財源の確保が懸念される状況は続いております。

さらに、老朽化に伴う建物や橋梁等の維持修繕、更新がめじろ押しであり、ソフト面でも高齢化により扶助費等の増嵩は確実であり、財政需要は増加する一方と見込まれます。

町が将来にわたり安定的な行財政運営を行っていくためには、予算編成方針を遵守し、既存事業の見直しと経常経費の削減、地方債発行の抑制に努めることが極めて重要であり、今後も引き続き自主財源の確保や徹底した予算の執行管理に最大限努力されることを望むものであります。

続きまして、平成28年度加美町水道事業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成28年度加美町水道事業会計の決算について審査を行い、9月7日審査意見書を町長へ提出いたしました。

1ページをお開き願います。

審査は、平成29年7月14日、審査の手続はここに記載のとおり実施いたしました。

審査の結果は、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書はいずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されており、当該年度末における財政状況及び経営は適正に表示され、事業も総じて経営努力され、かつ事務処理も適正であることを認めました。

審査の結果につきましては以下のとおりですが、詳細につきましては割愛させていただきます

すことをあらかじめご了承賜りたいと存じます。

5ページをお開きください。

企業債につきましては、平成28年度末現在高は9億3,635万9,000円のうち、2,289万2,000円は地方交付税に算入されます。

表5は、水道使用料の収納状況でございます。収入済額4億8,659万974円、不納欠損額は70万1,058円、収入未済額は5,689万6,739円、収納率は現年度分が97.5%、全体では89.4%となっております。

6ページの損益計算書をごらんください。

営業利益は1,672万8,480円のマイナス、経常利益は1,830万8,447円、特別損失が77万2,200円、当年度純利益1,753万6,247円、当年度末未処分利益剰余金は8,703万5,001円となっております。

8ページの貸借対照表をごらんください。

資産合計が34億905万7,679円、負債合計は14億6,077万1,541円、資本合計が19億4,828万6,138円となっております。

11ページをお開きください。

結びに、平成28年度の業務実績は、給水人口2万3,953人で、前年度より352人減少しております。給水普及率は99.54%、年間配水量は263万6,000立方メートルで、前年度より2万7,000立方メートル減少しております。広域水道事業所からの受水量は前年度より11万7,000立方メートル減少し、142万2,000立方メートルで、年間配水量の54.0%を占めております。また、有収水量は215万5,000立方メートルで、前年度より2万4,000立方メートル減少し、有収率は0.08ポイント低下し81.76%となっております。建設改良では、ろ過装置改修工事、配水管水管橋切りかえ工事等が執行されております。

次に、経営内容を損益計算書で見ますと、事業収益は前年度より1,203万円増の5億2,395万円、事業費用は前年度より653万円減の5億564万円であり、当年度純利益は1,754万円となっております。また、供給単価と給水原価を比較しますと、有収水量1立方メートル当たり給水原価が8円12銭上回っております。給水状況につきましては、町の人口減少に伴い給水人口も減少しております。また、1人1日平均給水量は前年度より1リットルふえ246リットル、年間無効水量の割合は13.3%と前年度と同じ比率であり、これは継続的な漏水調査によるものと思われま

す。今後も引き続き安全で快適な水の供給、そして災害時にも安定的な水の供給を行うためにも

施設水準の向上に努められるよう望むものであります。また、水道使用料の収納状況は、現年分、滞納繰越分ともに収入未済額が減少しており、主管課におけます収納努力は評価されるものであります。引き続き住民負担の公平性を確保するためにも、適切な対策を講じていただきたいと思います。

終わりに、詳細につきましてはお手元の決算審査意見書をごらんいただきますようお願い申し上げます、平成28年度決算審査意見書のご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成28年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成28年度決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成28年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は平成28年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで、休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。委員会設置条例第9条の規定によりまして、平成28年度決算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。

午後3時36分 散会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月14日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 伊藤信行

署名議員 佐藤善一